

平成30年12月3日 開 会

平成30年12月20日 閉 会

平成30年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

12月3日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第10号から日程第7 報第13号まで	5
○日程第8 議第78号から日程第19 議第89号まで	5
林市長提案説明	5
○散 会（午前10時31分）	11

12月10日（月曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開 議（午前10時00分）	17
○日程第1 質 疑（議第78号から議第89号まで）	17
14番 藤根圓六議員質疑	17
桐山福祉課長答弁	17
14番 藤根圓六議員質疑	17
鬼頭学校教育課長答弁	18
14番 藤根圓六議員質疑	18

鬼頭学校教育課長答弁	18
4番 加藤義信議員質疑	19
土井生涯学習課長答弁	19
4番 加藤義信議員質疑	20
土井生涯学習課長答弁	20
8番 福井一徳議員質疑	20
久保田理事兼企画財政課長答弁	21
○日程第2 委員会付託（議第78号から議第89号まで）	22
○散 会（午前10時19分）	23

12月17日（月曜日）第3号

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	26
○開 議（午前10時00分）	27
○日程第1 一般質問	27
1. 6番 操 知子議員質問	27
(1) 豚コレラと野生イノシシのあり方	27
三嶋農林畜産課長答弁	28
操 知子議員質問	30
三嶋農林畜産課長答弁	31
2. 5番 郷 明夫議員質問	32
(1) 国道256号（仮称）高富北バイパスの整備計画について	32
宇野副市長答弁	35
郷 明夫議員質問	36
宇野副市長答弁	36
郷 明夫議員質問	37
宇野副市長答弁	37
○休 憩（午前10時49分）	38

○再	開（午前11時00分）	38
3.	1番 寺町祥江議員質問	38
	(1) 若者の移住・定住支援と女性の活躍支援について	38
	久保田理事兼企画財政課長答弁	38
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	40
	寺町祥江議員質問	41
	安川子育て支援課長答弁	42
	鬼頭学校教育課長答弁	43
	久保田理事兼企画財政課長答弁	44
	(2) 平成31年度予算編成について	44
	宇野副市長答弁	45
	寺町祥江議員質問	46
	林市長答弁	47
4.	4番 加藤義信議員質問	47
	(1) 教員の働き方改革について	47
	鬼頭学校教育課長答弁	48
	加藤義信議員質問	50
	鬼頭学校教育課長答弁	51
	加藤義信議員質問	52
	鬼頭学校教育課長答弁	52
	(2) フレイル予防対策について	53
	藤田健康介護課長答弁	54
	加藤義信議員質問	55
	藤田健康介護課長答弁	56
	加藤義信議員質問	57
	藤田健康介護課長答弁	58
○休	憩（午後0時15分）	59
○再	開（午後1時00分）	59
5.	14番 藤根圓六議員質問	59
	(1) 市長の第3期市長選出馬について	59
	林市長答弁	60
	藤根圓六議員質問	63

林市長答弁	64
藤根圓六議員発言	66
○休憩（午後1時35分）	66
○再開（午後1時50分）	66
6. 2番 加藤裕章議員質問	66
（1）農林業の担い手について	66
三嶋農林畜産課長答弁	67
加藤裕章議員質問	69
三嶋農林畜産課長答弁	70
加藤裕章議員質問	71
長野まちづくり・企業支援課長答弁	72
（2）地域防災力の強化について	73
渡邊理事兼総務課長答弁	74
加藤裕章議員質問	76
渡邊理事兼総務課長答弁	77
加藤裕章議員質問	78
伊藤教育長答弁	78
○散会（午後2時35分）	79

12月18日（火曜日）第4号

○議事日程	81
○本日の会議に付した事件	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○説明のため出席した者の職氏名	81
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	82
○開議（午前10時00分）	83
○日程第1 一般質問	83
7. 11番 上野欣也議員質問	83
（1）ランドセル・鞆の負担の軽減策について	83
鬼頭学校教育課長答弁	84
上野欣也議員質問	85

○日程第6 質 疑	116
9番 山崎 通議員質疑	116
○休 憩（午前10時24分）	117
○再 開（午前10時24分）	117
古川雅一厚生文教委員会委員長答弁	117
○日程第7 討 論	117
○日程第8 採 決	118
○閉 会（午前10時26分）	118
○会議録署名者	118

平成30年12月 3 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

平成30年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第1号 12月3日(月曜日)

○議事日程 第1号 平成30年12月3日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第10号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 報第12号 専決処分の報告について
- 日程第7 報第13号 専決処分の報告について
- 日程第8 議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第85号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第86号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第87号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第88号 損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第19 議第89号 指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について

日程第4	報第10号	専決処分の報告について
日程第5	報第11号	専決処分の報告について
日程第6	報第12号	専決処分の報告について
日程第7	報第13号	専決処分の報告について
日程第8	議第78号	山縣市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
日程第9	議第79号	山縣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議第80号	山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議第81号	山縣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議第82号	山縣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議第83号	平成30年度山縣市一般会計補正予算（第4号）
日程第14	議第84号	平成30年度山縣市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議第85号	平成30年度山縣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議第86号	平成30年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議第87号	平成30年度山縣市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議第88号	損害賠償額を定め和解することについて
日程第19	議第89号	指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

7番	村瀬誠三君
----	-------

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
教育長	伊 藤 正 夫 君	理事兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理事兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	理事兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君
税務課長	山 田 正 広 君	市民環境 課長	奥 田 英 彦 君
福祉課長	桐 山 藤 夫 君	健康介護 課長	藤 田 弘 子 君
子育て支援 課長	安 川 英 明 君	農林畜産 課長	三 嶋 克 之 君
水道課長	浅 野 晃 秀 君	建設課長	大 西 一 也 君
まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	長 野 裕 君
学校教育 課長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	竹 村 勇 司 君	書記	棚 橋 輝 英 君
書記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番 福井一徳君、9番 山崎 通君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間とし、12月4日から9日、11日から16日及び19日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月20日までの18日間とし、12月4日から9日、11日から16日及び19日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年9月から11月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

山県市議会委員会条例第13条に基づき、村瀬誠三君から議会運営委員会委員の辞任届が提出されましたので許可をいたしました。後任につきましては、山県市議会委員会条例第7条第2項に基づき、議会運営委員会委員に吉田茂広君を選任いたしました。任期は、前任者の残任期間となります。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

10月17日、岐阜市において岐阜地域児童発達支援センター組合議会第2回定例会が開催され、会議では、平成29年度決算議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第10号から日程第7 報第13号まで

- 議長（石神 真君） 日程第4、報第10号から日程第7、報第13号までの専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。
-

日程第8 議第78号から日程第19 議第89号まで

- 議長（石神 真君） 日程第8、議第78号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第79号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第80号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第81号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第82号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第83号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第4号）、日程第14、議第84号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議第85号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第86号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議第87号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第18、議第88号 損害賠償額を定め和解することについて、日程第19、議第89号 指定管理者の指定について、以上12議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年山口市議会第4回の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、師走も迎えまして大変お忙しい中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本年は、6月の大阪府北部を震源とする地震や9月の北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨、また台風21号など大きな災害が日本各地で発生をいたしました。本市におきましては、幸いにも人命にかかわる被害はございませんでした。

本市では、市民の皆様の防災意識の向上、災害への備えの強化のため、毎年防災訓練を実施しておりますが、本年度は、10月28日に伊自良中学校を主会場といたしまして、多くの関係者の皆様の御協力のもと、伊自良地区を中心とした多数の市民の方々や、今年度初めてでございましたが、伊自良中学校の生徒、伊自良北と南の小学校の児童にも

参加をいただきまして、東南海トラフ地震を想定した避難訓練や、倒壊家屋、土砂災害からの救助訓練、ライフラインの復旧訓練等を実施したところでございます。地元の自治会を初め、御協力いただきました皆様方に改めて感謝を申し上げるとともに、こうした機会を通じて、地域の皆様の防災力の意識がより向上することを願うものでございます。

さて、東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジと関広見インターチェンジ間においては、トンネル6本が全て貫通いたしまして、市内では橋梁上部工事、インターチェンジ工事など、2019年度の供用開始に向け、着々と工事が進められております。この（仮称）高富インターチェンジの供用開始によりまして、市民の皆様的高速道路を利用したお出かけが便利になることのみならず、地域経済、また観光への波及効果も大変期待されるところでございます。

本市は、企業支援対策といたしまして、積極的に企業誘致を進めているところでございますが、自動車部品等金型の開発、設計及び製造に対して、非常に実績と高い技術力を持つ株式会社岐阜多田精機が本社工場の拡張のために本市の大森地区へ進出する運びとなり、企業立地に関する相互協力と円滑な推進を図る目的で、11月21日に企業立地に関する協定の締結を行いました。今回の企業進出により、地元住民の雇用、地域の発展などさまざまな波及効果が生まれるものと期待をいたしておるところでございます。

また、明智光秀公を主人公としたNHK大河ドラマの「麒麟がくる」が2020年に放送されることから、10月19日に岐阜県と8市町で「麒麟がくる」推進協議会が設立され、岐阜市などに観光拠点を設置するほか、この8市町をめぐる周遊コースの作成、史跡の解説案内板の設置など大河ドラマの放送開始に向け、観光客の受け入れ環境の整備を進めることが決まりました。

本市には、美山地域の明智光秀公の伝承地や、明智光秀公と深いかかわりがあった土岐氏にかかわる戦国時代の山城、大桑城跡がございます。大河ドラマの放送に合わせ、歴史ファンや観光客など多くの方々に訪れていただけるよう山県市の魅力を発掘し、また発信していきたいと考えているところでございます。

今後におきましても、企業支援や本市の認知度向上のための魅力発信により、活力のあるまちづくりを目指し取り組んでまいりますので、議員各位を初め、関係機関並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、専決処分案件4件、条例案件5件、補正予算案件5件、その他案件2件の計16案件でございます。

初めに、資料ナンバー 1、5 ページから御説明を申し上げます。

5 ページの議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例につきましては、平成32年度から平成35年度までを計画期間とする山県市総合計画後期基本計画策定に伴い、新たに学識経験のある者を委員に委嘱するため改正するものでございます。

次に、6 ページの議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年11月6日に閣議決定された平成30年8月の人事院の給与改定に関する勧告に準拠して、本年12月以降に支給する市議会議員の期末手当の支給率を引き上げ、平成31年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を平準化するため改正するものでございます。

次に、8 ページの議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市総合計画審議会委員及び山県市行政改革推進委員会委員について、学識経験のある委員の報酬額を定めるため改正するものでございます。

次に、10ページの議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきに御説明を申し上げました議第79号と同じく、平成30年8月の人事院の給与改定に関する勧告に準拠して、本年12月以降に支給する特別職の期末手当の支給率を引き上げ、平成31年4月以降の6月期と12月期の期末手当の支給率を平準化するため改正するものでございます。

次に、12ページの議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院の給与改定に関する勧告に基づき、本年4月にさかのぼり、一般職職員の給与改定、宿日直手当及び勤勉手当の支給率を引き上げ、平成31年4月以降の6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化するため改正するものでございます。

条例案件につきましては以上でございます。

続きまして、今般の補正予算について御説明申し上げます。

資料ナンバー 3 をお願いします。

資料ナンバー 3、議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,982万1,000円を追加し、総額を133億7,234万円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の追加をしようとするものでございます。

本補正予算は、人事院勧告を踏まえた人件費とその他のものとは大きく2つに分けられます。

それでは、まず、12ページ以降のその他のものから御説明申し上げます。

まず、12ページ中ほどの総務費、伊自良支所災害復旧工事150万円は、9月の台風21号による被災分で、財源は一般単独災害復旧事業債を見込んでおります。

次のふるさと応援基金積立金は、当初7,000万円を見込んでおりましたが、今後累計で1億1,000万円程度が見込まれるため4,000万円を追加しようとするもので、寄附金お礼、業務代行委託料も1,568万1,000円追加しております。

次に、13ページ中ほどの賦課徴収費のシステム開発・導入委託料43万8,000円は、地方税法の改正に対応するためのシステム改修費でございます。

次に、15ページの最上段の社会福祉総務費、国庫支出金返還金462万円は、過去に実施された臨時福祉給付金に係る精算返還金でございます。

次に、国民年金事務取扱費68万1,000円は、国民年金の法改正等に対応するための経費で、財源の一部を国庫委託金として見込んでおります。

次に、16ページ中ほどの母子福祉費、国庫補助金等返還金129万5,000円は、母子家庭等自立支援給付金、児童入所措置費の前年度精算返還金でございます。

次に、17ページの最下段の生活保護費、医療扶助費3,000万円は、本市の生活保護家庭の動向等を踏まえて追加しようとするもので、財源の4分の3を国庫負担金として見込んでおります。

次に、19ページ中ほどの農業振興費、中山間地域等担い手育成支援事業補助金145万7,000円は、農事組合法人あおなみのコンバイン購入費に対する2分の1の補助金で、財源は全額県補助金を見込んでおります。

次に、22ページ最下段の教育費、私立幼稚園就園奨励費補助金等277万円は、対象者数の増加等により不足する分として私立幼稚園就園奨励費補助金を126万円、まちづくり振興券支給による幼稚園保育料助成金を151万円追加しようとするもので、私立幼稚園就園奨励費補助金の財源は、3分の1の国庫補助金を見込んでおります。

続いて、23ページ最上段の小学校管理費、修繕料200万円は、今回起きたブロック塀事故を踏まえ、児童の安全確保等のため、早急に対応すべき箇所修繕を追加しようとするものでございます。

次の小学校教育振興費、就学援助学用品費等85万円は、経済的理由により就学困難な児童数増加によるもので、特別支援教育関連費は国庫補助金2分の1の財源を見込んでおります。

続いて、24ページの最上段の中学校管理費、修繕料200万円も、生徒の安全確保等のため、早急に対応すべき箇所修繕を追加しようとするものでございます。

次の中学校管理費、就学援助学用品費33万2,000円も、経済的理由により就学困難な生徒数の増加によるものでございます。

続いて、25ページ、下から2段目の公民館費、災害復旧工事費660万円は、台風21号による富岡公民館、梅原公民館、桜尾公民館、北山公民館の屋根の被災分で、その財源には一般単独災害復旧事業債を見込んでおります。

次に、26ページの文化財保護費、大桑城・明智伝説ガイド等作成業務委託料420万円は、2020年の大河ドラマ「麒麟がくる」をきっかけとした交流人口の増加等を目指し、歴史ストーリーガイド冊子と大桑城登山マップを各5,000部作成しようとするもので、財源の2分の1を県補助金として見込んでおります。

次に、9ページからの歳入をごらんいただきたいと思います。

9ページの歳入でございますが、歳出で御説明申し上げました以外のものとしましては、まず一番下の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金55万6,000円は、本市が実施している学校コラボレーター事業の一定経費の3分の2が補助されることによるものでございます。

次に、10ページ、下から2段目でございますが、今般の補正に伴い不足する財源として、財政調整基金繰入金5,296万円を計上いたしております。

次の一般単独災害復旧事業は、後年度の償還額に半分程度が地方交付税措置されるものでございます。

続いて、5ページまでお戻り願います。

5ページ、第2表の繰越明許費補正のグリーンプラザみやま整備事業5,441万円は、辺地債の活用を目指す中、最大要望額の満額配当が見込めず、年度内完了が困難となるため、繰越明許費の設定をしようとするものでございます。

次の市道11129号線道路改良工事8,000万円は、企業進出予定地の武士ヶ洞地内へのアクセス道路の橋梁下部工事が入札不調等により年度内完了が困難となるため、繰越明許費の設定をしようとするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正の英語指導助手委託料1,500万円は、より有能な指導助手を経済的に確保するため、来年度から3年間の契約を本年度中に締結しようとするための限度額の追加でございます。

次の社会体育施設指定管理料2億1,525万円は、別議案にもあります5年間の指定管理料の限度額の追加でございます。

次の土地開発公社の借入金に係る債務補償2億2,200万円は、バスターミナル整備に伴い、岐阜バス整備工場の移転も推進しており、当該移転用地を市土地開発公社が先行取

得するに当たっての資金借りに係る限度額の追加でございます。

続いて、27ページ以降の補正予算給与費明細書をごらん願います。

人事院勧告を踏まえた条例改正でもありますように、市長等と議員の期末手当の支給率を0.05月分ふやすことの明細でございます。

次に、28ページの一般職の給与改定及び期末勤勉手当等も同様に人事院勧告を踏まえたものでございます。

続きまして、33ページの議第84号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5万4,000円を追加し、総額を9,921万8,000円にしようとするものでございます。こちらは人事院勧告を踏まえた分でございます。その財源は簡易水道基金繰入金を計上いたしております。

続きまして、43ページをお願いします。

43ページの議第85号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に18万9,000円を追加し、総額を4億9,221万4,000円にしようとするものでございます。こちらも人事院勧告を踏まえた分でございます。その財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

続きまして、53ページをお願いします。

53ページの議第86号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に35万4,000円を追加し、総額を6億2,339万8,000円にしようとするものでございます。こちらも人事院勧告を踏まえた分でございます。その財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

続きまして、63ページをお願いします。

63ページの議第87号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、第3条の水道事業費用に9万7,000円を追加し、第4条の資本的支出に6万1,000円を追加するとともに、これに連動して第2条の主要な建設改良事業に6万1,000円を追加し、第5条の職員給与費に15万8,000円を追加しようとするものでございます。

続きまして、その他の案件の2件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、17ページから御説明申し上げます。

17ページの議第88号 損害賠償額を定め和解することにつきましては、平成30年8月29日、いわ桜小学校臨時職員が校内の草刈り中に小石が飛び、職員駐車場に駐車していた自動車を破損させた事故について、相手方への損害賠償の額を103万3,344円と定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、18ページの議第88号 指定管理者の指定につきましては、社会体育施設の指定期間が平成31年3月31日で終了することに伴い、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を期間とした指定管理について、市民の方を中心に構成された山県市指定管理者候補者選定委員会にて特定非営利活動法人たかのみスポーツクラブを管理者として指定することについて審査を行った結果、適当と御判断をいただいたため、同事業者を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

平成30年12月10日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 12月10日(月曜日)

○議事日程 第2号 平成30年12月10日

日程第1 質 疑

- 議第78号 山 県 市 総 合 計 画 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第79号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第80号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第81号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第82号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第83号 平 成 30 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 議第84号 平 成 30 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第85号 平 成 30 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第86号 平 成 30 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議第87号 平 成 30 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 議第88号 損 害 賠 償 額 を 定 め 和 解 す る こ と に つ い て
- 議第89号 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

日程第2 委 員 会 付 託

- 議第78号 山 県 市 総 合 計 画 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第79号 山 県 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 、 費 用 弁 償 及 び 期 末 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第80号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第81号 山 県 市 常 勤 の 特 別 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第82号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第83号 平 成 30 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)
- 議第84号 平 成 30 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

議第85号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第86号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第87号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
議第88号	損害賠償額を定め和解することについて
議第89号	指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第78号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第79号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第80号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第81号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第83号	平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
議第84号	平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第85号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第86号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第87号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
議第88号	損害賠償額を定め和解することについて
議第89号	指定管理者の指定について

日程第2 委員会付託

議第78号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第79号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第80号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第81号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第83号	平成30年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第84号	平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第85号	平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第86号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第87号	平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
議第88号	損害賠償額を定め和解することについて
議第89号	指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

7番	村瀬誠三君
----	-------

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	理事兼 企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	安川英明君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	長野裕君

学校教育
課 長

鬼 頭 立 城 君

生涯学習
課 長

土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長

竹 村 勇 司 君

書 記

棚 橋 輝 英 君

書 記

鷺 見 芳 文 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（石神 真君） 日程第1、質疑。

質疑は、12月3日に議題となりました議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第89号 指定管理者の指定についてまでの12議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして今回、3点質疑させていただきます。

最初に、議第83号、資料番号3、平成30年度山県市一般会計補正予算から、福祉課長に17ページの民生費、生活保護費の3,000万の補正の内容とその件数を教えていただきたいと思えます。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

生活保護費の医療扶助費3,000万円の内容と件数についてでございますが、その内訳といたしましては、入院に要する医療費として、当初予算において一月当たり51万円1,100円の8名分を見込んでおりましたが、今年度の月平均が約49万円9,000円の10名ほどとなり、2名分が増加したことにより1,000万円と、通院等、いわゆる入院外に要する医療費として1万4,700円の74名分を見込んでおりましたが、今年度の月平均が約3万500円の81名となり、月当たりの医療費は約2倍、人数としては7名分が増加したことにより1,650万円、その他調剤や訪問看護等で350万円、合わせて3,000万円が不足する見込みでございますので、追加しようとするものでございます。

ちなみに、生活保護世帯数につきましては、4月当初は73世帯でありましたが、11月末には83世帯となっております、今年度10世帯がふえているという状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） わかりました。

じゃ、次に行きます。

同じく、議第83号、23ページで、教育費の教育振興費の扶助費についてお尋ねします。

ここにある就学困難児の障がいの扶助費ということですが、その障がいのレベルと
いいますか、具体的なことと人数を教えてください。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えをします。

扶助費のうちの就学援助、学用品費、修学旅行費、給食費とありますのは、準要保護
家庭等経済的に生活困窮と判定された家庭の児童への就学支援費でございます。

年度当初、前年度実績から129人分の予算でございましたが、これまでの実績や新入
学者学用品費入学前支給者の増加分や、年度後半の申請見込み分を考慮いたしますと、約
14人分不足する見込みとなりましたので計上するものでございます。

その下の特別支援教育学用品費・給食費とありますのは、山県市におきましては、知
的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童に対する奨励費の
ことでございます。

年度当初15名分を見込んでおりましたが、特別支援学級在籍児童の増加と年度後半の
見込みを考慮いたしますと、項目ごとに人数等は異なりますが、合わせると約11人分不
足する見込みとなりましたので計上するものでございます。なお、この特別支援学級在
籍者にかかわる奨励費は国から約2分の1の補助がございますので、国庫支出金枠に9
万1,000円計上してございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） わかりました。

じゃ、次に行きます。

同じく、5ページの債務負担行為の補正についてですけれども、英語指導助手委託料
の3年間1,500万、1年当たり500万、多分中学生の教師だと思うんですけれども、その
辺の内容を学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

まず、人数でございますが、1名分でございます。

内容といたしましては、小学校における外国語教育、国際理解教育、中学校の英語教
育の充実のために英語圏の外国人の英語指導助手を3年間委託しようとするものでござ
います。

企業提案による業者の選定を実施することで、より質の高い英語指導助手を配置し、

3年間継続して委託することにより、経済的かつ小中学校において安定した教育環境が整備できると考え、債務負担行為を補正いたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） これで終わります。

○議長（石神 真君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長に許可をいただきましたので、1問質問させていただきます。

議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第4号）、資料3、26ページ、大桑城・明智伝説ガイド等作成業務委託料について3点お尋ねをします。

1点目に420万円の内訳、2点目にガイドの内容、3点目、完成予定はいつごろになるのか、生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） ただいまの大桑城・明智伝説ガイド等作成業務委託料についてお答えします。

まず1点目の420万円の内訳につきましては、歴史ストーリーガイド冊子が272万円、それと、大桑城登山マップが148万円の2種類のものでございます。いずれも5,000部を作成する予定をしております。

2点目の具体的にどのようなものかということですが、いずれも明智光秀公を主人公とします2020年のNHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放送を機に、市民の皆様はもとより、市内外の多くの皆様に本市の歴史や文化を知ってもらうために作成するものでございます。

まず、1つ目の歴史ストーリーガイド冊子でございますが、これは市内にある戦国武将明智光秀の伝承と、あと、土岐氏一族と斎藤道三の戦いの地、大桑城に特化したミステリーとストーリー性のある冊子を考えております。

また、昨年度作成いたしました山県市歴史ストーリーガイド『今、ときが動き出す』と同じA5サイズを考えております。

次に、大桑城登山マップにつきましては、光秀ゆかりの土岐氏が居城としました大桑城を登山するときに、このマップを持って登山いただけるようにと考えております。

また、近年、山城ブーム、登山ブーム、そして健康志向が高まっていることなども踏まえて、作成するものでございます。

3点目のいつごろかという御質問ですが、できるだけ年度内の早い時期にと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

各市町でもガイド作成を初め、ゆかりの地の企画や商品の開発、土産物やグルメの開発等を通し、魅力を発信したPRも進められているところですが、本市ならではの商品などのガイドへの掲載も効果的ではないかなというふうに思いますが、再質問ですけれども、今後、そのガイドの作成をもとに市内外へどう利用して、どう展開されていくのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 今後ということですが、まず第一に、地元の方や市民の皆様にご覧いただくことがまず第一かと思っております。やはり市民が盛り上げていただくということで、多くの市民の、ほとんどの市民の方が御理解いただけるようにというのがまず第一点でございます。その後、外の方、来市される方等ということで、岐阜市にドラマ館もできるというようなこともございますので、そこからの誘客というか、山縣市への来市を考えております。

もちろん、まちづくりのほうの観光の面と十分連携をとりながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から許可をいただきましたので、発言通告に沿って質疑をいたします。

補正予算の第4号、第2表、繰越明許費補正のグリーンプラザみやま整備事業についてお尋ねをします。

第1回の市議会での質疑の中でもいろいろ議論をして、その中で企画財政課長のほうから、今般の整備は早くても来年度と全員協議会で申し上げたように、確保できた辺地債の枠によっては翌年以降への繰り越しも視野に入れているものでございますというようなお話がありました。

今回、繰越明許費の補正に計上するに当たって、全員協議会では最高額が見込めないために整備事業を先に延ばすという説明でしたが、辺地債との関係でフル回答とならず

とはどのような内容なのかと。

それから、当初6,300万円の予算に対して、今回、明許費で5,441万円の枠で計上されていますが、その枠内で進めるのか、追加の辺地債で当初予算を目指していくのかをお伺いしたいと思います。

整備事業が少し先になるということでしたので、第1回の市議会で答弁にあった整備事業に関連して、双方の協議は整備後に行うということになるかどうか、あわせてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

繰越明許費につきましては、若干状況が複雑でございまして、数値がちょっと、これから説明する内容、多く出てまいりますけれども、なるべく簡略化してポイントを絞って御説明申し上げたいと存じます。

まず、議員御発言の当初予算6,300万円ということにつきましては、正確には6,318万6,000円のことかと存じますが、本市におきましては、これに基づきまして、国へは6,310万円の枠配分の要望をいたしたところでございます。その結果、4,420万円の配分がございました。要は、1,890万円分の配分はなかったということ、まずは御認識置きいただきたいと思えます。このことが、議員御発言のフル回答とはならなかったということでございます。

本事業は、この辺地債を活用して予定してまいりましたので、枠配分のこの決定を待ってから着手いたしたところでございますが、結果的に満額配分とはならなかったために、当該配分のあった分において、効率的な発注を検討したことなどによりまして、年度内の完了ができない見込みとなったため、今般、繰越明許費の設定をしようとするものでございます。

ちなみに、この繰越明許費の5,441万円といいますのは、端的に申し上げれば、当初予算額約6,320万円のうち、本年度内の完了が可能な、実施可能な実施設計委託料ですとか、ロジ等の外壁塗装工事費、合わせて約880万円になります。この当初予算から今年度に支払いが可能な880万円を差し引いた分が、この5,441万円ということでございます。

これ以上説明いたしますと、またさらにややこしくなるかもしれませんが、近々のうちに、実は第2次の配分要望というのを提出する予定でございます。その結果を踏まえまして、本年度末には今般の繰越明許費の限度額内において実際の額を繰り越すことといたしますが、これにつきましては5月31日までに作成する繰越計算書、これによりまして第2回定例会にてその実績は御報告することになるものでございます。

次に、2点目の整備事業に関する双方の協議ということでお尋ねがありましたが、本年第1回定例会での私の答弁は、北山辺地総合整備計画の策定についてのお尋ねにお答えしたものでございまして、今般の補正予算との関連性はちょっと理解いたしかねるところではございます。

双方の協議につきましては、また、私の所管するところではございませんが、その当時、財政の立場からという観点でのお尋ねでしたので、同様の趣旨で端的にお答えをさせていただきます。

当時のお尋ねは、キャンプ場の整備によって利用者が増加した場合、利用収入の増加や山県市民への特別な優遇措置についてというお尋ねであったと記憶いたしておりますが、こうした工事によりまして、利用者の増加によって収入増加が見込まれるという可能性は当然ある反面、例えば一時的とはいえ、施設利用に一定の制約が生じて収入が減少するという両方の面がございまして。

そのため、そうしたことを総合的に勘案し、平成28年3月に締結いたしました指定管理に関する基本協定書をもとにいたしまして、毎年度当初までに所管課と指定管理者とが協議して決定していくことになるものと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第89号 指定管理者の指定についてまでの12議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（石神 真君） 日程第2、委員会付託。

議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてから議第89号 指定管理者の指定についてまでの12議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12日は総務産業建設委員会、13日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時19分散会

平成30年12月17日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成30年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 12月17日(月曜日)

○議事日程 第3号 平成30年12月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	理事兼 企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	安川英明君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君

まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	長 野 裕 君
学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	竹 村 勇 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、今議会では豚コレラと野生イノシシのあり方について一般質問を行います。

本年9月9日、岐阜市内の養豚場において、豚コレラに感染した豚が確認され、同養豚場の546頭の豚が殺処分され、11月16日、岐阜市畜産センターにおいて2例目が発生し、計567頭を殺処分、その後、12月5日、美濃加茂市の岐阜県畜産研究所において3例目が発生、県産ブランド豚ポーノポークの種豚を含む計503頭の豚が殺処分、そして、12月10日、関市内のイノシシ飼育施設において4例目が発生、22頭を殺処分、12月15日、可児市の岐阜県農業大学校において5例目が発生、10頭を殺処分しました。

家畜伝染病予防法に基づく防疫措置などが行われておりますが、山県市内においては、1例目は5農場が監視対象農場となり、2例目はと畜場が共通となった2農場が監視対象農場、4農場が搬出制限区域と野生イノシシ関連監視対象農場の設定を受けました。2例目においては、県防疫措置計画に基づき、市役所駐車場の一部、そして、12月4日午前零時をもち閉鎖となったものの、美山支所が消毒ポイントとして設定されました。

また、野生イノシシとしては、12月10日時点において、岐阜市、各務原市、関市、可児市、山県市、坂祝町、美濃加茂市、八百津町において陽性となっており、12月15日時点では、検査した519頭のうち、捕獲45頭、死亡29頭、計74頭が陽性となりました。このたび、山県市における陽性は野生イノシシ調査捕獲によるもので、11月1日くくりわなによって捕獲、発見されたものです。

山県市における現状は、岐阜市との境界における調査捕獲のほか、猟師は11月15日から平成31年3月15日まで設定された指定猟法禁止区域外での狩猟を行っております。

そこで、4点お伺いします。

1点目、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針によりますと、市は、県の行う防疫措置に協力することとなっておりますが、このたびの豚コレラ発生において、市と県

の連携はどのようでしょうか。

2点目、豚コレラの感染が広まっているのは、野生イノシシが原因だと見られております。この時期は繁殖期のため行動範囲が広く、捕獲が難しい。今後の山縣市としての対策と見解はどのようでしょうか。

3点目、例えば市道にイノシシが死んでいた場合、市民の皆様は対応を御存知でしょうか。感染拡大を防ぐための市民の皆様への周知はどのようでしょうか。

4点目、このたびの豚コレラ発生は野生イノシシが原因だと見られております。奥山が岩の崖となっていることや鹿の増加により住みにくくなったこと、また、餌を求めて山をおり、野生イノシシは里へやってきます。鳥獣の保護と農林水産業被害の防止を両立させる観点から、今後の山縣市としての鳥獣保護区への見解はどのようでしょうか。

以上、4点に関して、農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1点目の市と県との連携はどのようであったかということでございますが、1例目発生時には、市内において発生農場と同一のと畜場を使用していた養豚場があったこともあり、豚コレラが山縣市で発生した場合を想定し、初動防疫に必要な情報である農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等の県への提供とともに、発生時に迅速かつ円滑に防疫措置に協力できるよう、市に必要な人員や仮設テント等資材の確保、県の現地対策本部、集合場所、資材置き場、消毒ポイントや自衛隊要請時の駐屯場所の選定時の要請に対応するため、9月14日に山縣市対策本部を立ち上げ、協力体制を整え、連携してまいりました。また、県より提供を受けた発生状況に関する情報については、市内全ての養豚場に周知し、養豚場には飼養衛生管理の徹底を指導してまいりました。

2例目の畜産センターでの発生時におきましては、移動制限区域半径3キロ以内と搬出制限区域半径10キロ以内地点ということで、山縣市では市役所と美山支所の2カ所において、消毒ポイント設置の要請がありました。これに11月16日から19日まで職員を1名ずつ派遣、支援しております。3例目から5例目につきましては、山縣市から離れていることもございまして、情報収集の段階でとどめております。

野生イノシシについては、捕獲時の防疫方法の指導と、そのために必要な防疫資材の提供を受け、捕獲個体の適切な処理を行っております。

また、県の野生イノシシの調査捕獲と市内梅原の田口、七日市、上洞、西深瀬の八京の4カ所にセンサー赤外線カメラを設置し、行動範囲の監視を行う対策に対し、山縣市

の猟友会とともに協力しております。

家畜伝染病発生時においては、蔓延防止及び早期収束を図ることが重要であるため、今後も県等の関係機関との連携と役割分担のもと、迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

2点目の今後の山口市としての対策と見解でございますが、野生イノシシへの感染拡大が続いており、さらに議員御質問のとおり、繁殖期へ入るということもあり、活動範囲の拡大から、野生イノシシから養豚への接触等による感染が危惧されています。このような中、県内における豚コレラ発生に係る支援対策として、県から、養豚場への野生イノシシ侵入防止のための電気柵の貸与がございましたが、さらに強固なワイヤーメッシュ柵の設置支援を行うことが、10月10日に開催されました岐阜県家畜伝染病防疫対策本部第7回本部員会議で承認されたところでございます。

この事業は、豚舎周りにワイヤーメッシュ柵を設置した農場に対し、経費の2分の1を補助するものでございますが、山口市も既存の予算の範囲内で経費の4分の1を上乗せ補助することとしました。現在、市内3農場で設置していただけることとなっております。資材等は既に発注済みで、納品され次第、順次着工予定でございます。

その他の感染予防対策としましては、やはり日ごろの飼養衛生管理基準の遵守しかないと考えております。各養豚農家は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、各自、飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を準備しており、養豚農家でも万が一感染した場合の損害や周囲に与える影響については十分熟知されておりますので、衛生管理に関しては徹底されているものと認識しております。

今後につきましても、国の浄化宣言が出るまでは、県家畜保健衛生所とともに協力、連携しながら、防疫対策の徹底について指導、助言を行ってまいります。

野生イノシシに対しては、今後も地道に調査捕獲、行動範囲の監視を継続していくことが、感染拡大の阻止、撲滅につながるのではないかと考えます。

3点目の市民の皆様への周知といたしましては、11月2日に山口市でのイノシシ初感染が発表されたのを受け、8日より市のホームページにおいて、死骸を発見した場合はさわずに、農林畜産課まで連絡をいただくようお知らせしております。また、常に最新の情報が得られるよう、国、県へのリンクを張っております。

4点目につきましては、山口市の鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟禁止地区として県より指定されます。鳥獣保護区の目的は、渡り鳥の集団飛来地のための保護、自然観察、触れ合い、学習の場としての保護、多種多様な野生鳥獣の保護等、それぞれの場所により異なります。

市内の指定箇所は、舟伏山の104ヘクタール、みやまの森の21ヘクタール、釜ヶ谷の694ヘクタール、西深瀬地内の鳥羽川5ヘクタール、大桑小学校の北の山1ヘクタール、小倉地内の伊自良川17ヘクタールの6カ所、計842ヘクタールの指定がありますが、市全体の面積の約4%とわずかであります。

また、保護区での狩猟は禁止ですが、作物等の被害の影響が大きければ、市の有害鳥獣捕獲申請にて捕獲できることから、農林水産業被害防止と生態系を守る上での重要な鳥獣保護区は両立すると考え、鳥獣保護区を維持していくことは必要と考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 再質問を行います。

今回の豚コレラ問題は、1例目が発生し、2例目、3例目、4例目、5例目と感染の拡大が阻止できていないことが懸念されております。岐阜県畜産研究所においては、野生動物侵入防止策として、敷地の周囲のワイヤーメッシュの設置、畜舎の入り口、窓への防鳥ネットの設置、豚舎などの出入りの際に職員がシャワーを浴びるなど、防疫対策に十分に取り組んでいるはずの県の畜産政策のかなめである研究機関であり、感染対策のプロともいう職員がいるにもかかわらず感染しました。

農林水産省の、こちら、岐阜県における豚コレラ感染イノシシ発見地点、12月10日、16時零分時点によると、発見地点はおおむね2カ所の円内に確認されますが、その1つが岐阜市畜産センターを中心とするエリア、つまり山県市のすぐ近くであります。

山県市内の養豚業者の苦悩は相当なものであらうと思慮され、猟友会の方々も必死でわなの仕掛けに駆け回っております。そして、地産地消として、鳥獣被害防止対策として、ジビエ利活用による活性化に取り組んでいた中だけに、実に残念なことではありませんか。養豚業者、猟友会、ジビエ利活用推進の御関係者など、できるだけ現場の声を聞き、連携し、市として対策をとっていただきたいと思います。

そこで、まずは1点目、豚コレラ問題を含めた野生イノシシのあり方として、再度、今後の市全体における見解を求めます。

次に、鳥獣保護区に関して、岐阜県におけるイノシシの分布域は、年を経るに従い、県北部にまで拡大し、近年は高標高域にまで達しており、県内のほぼ全域でイノシシの狩猟捕獲が行われており、また、平成29年度の農業被害額においては、山県市における被害額は有害鳥獣被害者及び自治会長の連名の捕獲依頼書の提出を受けたものが対象とはなりますが、イノシシ70万円、猿28万8,000円、鹿8万5,000円となるものの、岐阜県における被害額はイノシシ1億1,035万円、猿3,759万円、鹿2,848万円、さらに国におけ

る被害額は、全体の163億8,700万円のうち、鹿55億2,700万円、イノシシ47億8,200万円、猿9億300万円となっております。鹿、イノシシが多過ぎます。また、近年では、山県市におけるキツネの目撃もふえております。キツネは農産物への被害も懸念されておりますが、キツネは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、狩猟鳥獣として指定されているものの、山県市鳥獣被害防止計画においては、対象鳥獣としての指定がありません。

そこで、2点目、有害鳥獣の生息をより把握していただくことが必要だと考えますが、現在の実数調査はどう進められておりますでしょうか。

また、温暖化の影響により、生態系が変わってきております。マダニが岐阜県まで来ること考えられます。猟友会によりますと、イノシシの北限は長野県を越えて新潟まで北上しております。

そこで、3点目、今回は豚、イノシシにかかわる病気ではありますが、豚コレラに限ってではなく、マダニなど人間にかかわる問題もあり、保護区など見直しの時期になるかと思いますが、どうお考えでしょうか。

以上、3点に関しまして、農林畜産課長へ再質問します。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の御質問にお答えいたします。

野生イノシシのあり方についての市の見解でございますが、豚コレラ問題に関しましては、さきの答弁で述べましたとおり、今後も県と山県市猟友会と連携し、野生イノシシに対する調査捕獲、赤外線カメラによる行動範囲の監視を行うとともに、適切に捕獲場所や使用道具等の消毒を行い、感染拡大の阻止に努めます。ジビエ利活用につきましては、ジビエ利用自粛期間が解除され次第、消費拡大につながるよう、市の広報媒体、各種イベント、関係機関を通じ、積極的にPRしていきます。

2点目の御質問にお答えします。

有害鳥獣の生息実数調査は行っておりませんが、市が有害鳥獣捕獲を委託しております山県市猟友会は長年の狩猟経験にて、イノシシ、ニホンジカ等の動物の習性、生態行動を熟知しており、的確に出没箇所を把握し、効率的にわなを仕掛け、捕獲しております。

3点目の御質問にお答えします。

県内の鳥獣保護区におきましては県が指定しております。山県市の鳥獣保護区の指定は10年ごとに更新となっており、直近では平成32年度に見直しの時期が参りますので、その際には適宜関係機関と協議をし、見直しを行っていきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○6番（操 知子君） 以上です。

○議長（石神 真君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位2番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

県管理道路である国道256号高富バイパスは、山県市の高富都市計画区域においては、都市計画街路岐阜駅高富線として佐賀地区から伊佐美地区に至る4,080メートルが4車線で、道路幅25メートルとして、昭和58年2月に都市計画決定された道路であります。

平成30年度の現在までに、この高富バイパスは東西に走る農免道路までが4車線で整備済みであり、それから北側の東海環状自動車道、（仮称）高富インターチェンジまでの区間の整備が西暦2020年完成を目標に、県土木が鋭意建設事業を実施中でございます。したがって、（仮称）高富インターチェンジの利用については、当面の間、ほぼ数年間になると思いますが、南からの車の出入りとなり、インター北側からの車の出入りはできない状況となります。

ところで、高富インターチェンジから北に向かって伊佐美までの区間の整備計画については、県土木事務所は調査中であるとして、図面等を地元へ提示することについては、つい最近までありませんでした。なお、インターチェンジから北については、ここでは高富北バイパスというふうと呼ぶことといたします。

ところで、ことし10月中旬に入り、県土木事務所は、インター以北の国道256号高富北バイパスの計画平面図を参考図として提示し、都市計画変更説明会を、大桜地区を中心に地元説明会が開催されたところでございます。そこでは、11月末までに地元意見を集約し、市役所に提出をお願いするものでございました。しかも説明された計画の中身は、将来4車線で道路幅25メートルという従来の都市計画決定道路を、完成形として2車線とし、終点があります現在の伊佐美交差点を大きく西側に移設するという、従来の都市計画決定の内容を大きく変更する内容でございました。

都市計画決定から今日まで三十数年間が経過していますが、地元は4車線の道路幅25メートルで完成するものと期待していたところだと思います。突然の大きな都市計画変更には面食らった人も多いと考えられます。美山地域の方々も、4車線のこれまでの都市計画決定事業により、現在の交通混雑も将来的には解消されるものと期待しておられた方も多いと思います。市民の中には、一刻も早くバイパス道路が利用できるよう2車線で早く完成したいという考えの方もあると思われま。

しかしながら、都市計画決定事業の大きな変更は、都市計画決定時と同様にさまざまな都市的な新たな基礎調査や行政手続が必要でございます。例えば、交通量においては、現在の調査に加え、将来交通量予測調査やOD調査、起終点調査ですね、将来を踏まえた土地利用の調査、工業団地などの開発によるインパクト調査等の綿密な都市計画基礎調査に基づく交通解析等が新たに必要となってきます。

一方、11月末の時点において、市役所の担当課である建設課に私が今回の都市計画変更について、県土木から示された都市計画変更の理由をお尋ねいたしました。県土木からは図面を示されたのみで、変更理由はわからないとの回答でした。このような状況下で、どうして市民に計画変更を説明していかれる意向でしょうか。

ところで、国道256の直近の場所における平成22年度の24時間自動車交通量は、道路交通センサスによれば、1万3,277台でありました。27年度の交通量調査は、1万6,507台と、3,200台ほど増加しています。さらに、2020年の東海環状自動車道の完成に伴い、交通量は一層の増加が考えられます。また、美山の馬坂で計画されている市工業団地開発に伴う交通量増加や、特に最近では、土曜日、日曜日に武儀川などの自然志向の行楽客の車の増加による交通量の増加が見込まれる状況でございます。

私は、4車線道路が近い将来に必要な要素は十分、このバイパスには存在すると考えております。よって、当初計画どおり、将来4車線となるよう用地を確保し、当面暫定の工事は2車線とし、早期に全区間を暫定的に完成し、供用することを検討すべきであると考えております。

また、今回県土木から示されました参考平面図では、以下述べます多くの課題が存在していると考えられます。

1点目に、特に西深瀬地域でございますが、交差する市道のうち、どの道路を平面交差点として接続し、主要な接続道路とするのかという点。特に地元では、信号機つきの横断歩道のある交差点を設けてほしいという声も聞いているところでございます。

2点目に、交差する市道で、接続部において、一部分を2車線として確保する範囲はどのように設定されているのでしょうか。図面を見たところでは、現在の道路に単に接続するという形だけになっております。

3点目に、田畑への用水路、排水路の処理の方法でございますが、これらの用排水路については、開水路とするのが原則でございます。現実に西深瀬地域を見ましても、かなりの部分が暗渠になっているところがあり、道路排水、また用水路の管理、その処理の方法はいかにしたらいいのかという課題があると思います。特に落堀川でございますが、落堀川は用水路であり、また排水路となっておりますが、先日も大雨であふれまし

た。上流でも下流でもあふれている状況でございます。断面拡幅の大きな改修が必要と考えられます。

また、用排水路のための管理道路の必要性についての検討が必要です。用水路、排水路については、絶えず土砂の堆積物を除く、また除草などさまざまな作業が必要でございますので、管理のための複合的な道路整備も必要ではないかと私は思います。

4点目に、計画道路となる国道の田畑との新しい道路との段差はいかほどであるのか。これらについても図面を見ただけではわからないような状況でした。また、田畑への乗り入れについて、坂路をどういうふうに確保していくのか、ここらについても、実際耕作をしているみえる方にとっては非常に重要なことでございます。

5点目に、農業機械のコンバイン、田植え機、トラクター等の通路の確保の必要性の検討はどのようになっているのでしょうか。参考図面では、どこで横断するのかについても明示がございませんでした。コンバインや田植え機なども歩道を通るというわけにはまいりません。どのように田畑へこれらの農業機械が入るかについての検討も必要でございます。

6点目ですが、鳥羽川と椎倉川の合流部は、現在事実上の遊水地となっております。先日の大雨時には、県道伊自良高富線が冠水しました。特にこの合流部で新しい道路計画では高盛り土で通過する計画になっていきます。この潰れた遊水地域については、新たな遊水地域がふえることとなりますが、これらについてはどのように対処していかれるのか。しかも、この合流部は、かなりの深いところまで軟弱となっております。当然、高盛り土することにより、不等沈下や道路周辺の田畑での浮き上がりなどの発生するおそれもございます。これらについては、どのように対応していかれるのでしょうか。

7点目に、鳥羽川の河川改修計画は、現在下流の富岡小学校の横にあります富岡橋までが計画区間となっており、それより上流については、当面、河川改修の計画はないということを聞いております。したがって、これら合流点では、洪水時には地元による水防活動が不可欠でございます。特に、百間堤から北側については、堤防道路は低いところを通過しております。したがって、今ある、現在の両河川の堤防道路は潰すのではなく、極力確保するべきと考えます。特に、椎倉川の左岸堤防道路は、ぜひとも確保しなければなりません。

8点目に、桜尾小学校、保育園も近くにあることから、主な通学路については、横断部で立体横断施設などの安全施設を設置すべきと考えます。また、周辺道路につきましても、片側でしか歩道がないような区間も今回の参考図では見受けられました。新しくつくる道路については、両側にきちっとした歩道を整備すべきと、このように思います。

以上、各種課題を列挙いたしました。

そこで、事務全体を統括しておられます宇野副市長にお尋ねをいたします。

1点目、都市計画変更の理由について、県からどのような説明を受けておられるのでしょうか。

2点目、都市計画変更の作業について、どのように県から指導を受けてこられたのでしょうか。

3点目に、将来にわたる交通量増加が予想される状況のもと、用地を4車線で確保し、暫定的な工事として当面2車線道路を工事により築造する、このようなことをなぜ検討されなかったのでしょうか。

4点目に、今回示された参考図面における地元からの意見、課題について、県土木に対してどのように対処していかれる方針でしょうか。

以上の4点についてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） それでは、郷議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、国道256号は、平成30年度に高速道路インターチェンジの整備とあわせて行われる地方公共団体による当該インターチェンジのアクセス道路の整備を、計画的かつ集中的に支援するための個別補助制度が国により創設され、事業が急速に加速していると発表されたことにより、山口市も協力体制を整え、対応していく考えでございます。

まず、御質問の1点目につきましては、岐阜県の道路事業担当部局である岐阜土木事務所が、平成22年の道路交通センサスのデータをもとに、20年後の交通量を推計した結果、バイパスの車線数は2車線で十分な将来交通量となった説明を受けました。山口市は4車線から2車線に都市計画変更することといたしました。

次に、2点目についてですが、岐阜県の都市計画担当課と協議している中、変更につきましては、山口市が原案を作成し、山口市の都市計画審議会や道路管理者、河川管理者、公安委員会との連絡調整を進め、県と下協議終了後に原案を確定し、それをもって住民説明会を行うことと担当課から指導を受けております。なお、この都市計画決定者の岐阜県が都市計画法の手続を行うとのことでございます。

続きまして、3点目についてですが、1点目にもお答えしましたとおり、道路管理者により、バイパスの将来交通量、平成42年ですが、を推計した結果、2車線で十分な将来交通量となったことから、本市としては都市計画変更を行うに当たり、周辺土地利用状況を考慮して、地域の方々の利便性が高まる道路計画をしていただくよう、完成2車線として整備することを土木事務所に要望しております。

4点目につきましてですが、地元説明会で、11月末までに各自治会において要望を取りまとめ、提出いただくよう依頼し、各自治会からの聞き取り調査結果を取りまとめ、現在、土木事務所と対応を協議しております。本市としても、多くの要望に対応していただけるよう努力してまいりますので、今後の事業につきまして、皆様の御協力をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、県からの都市計画の変更の説明では、平成22年の道路交通センサスをもとに、20年後の交通量を推計したという回答でした。先ほども、私が述べましたように、平成22年の交通量と27年の交通量センサスでは、22年の1万3,300台を27年度では3,200台も上回る交通量ということで、交通量は増加しております。少なくとも27年度は、1万3,300台から27年度1万6,500台になるというデータが実際に出ているわけです。さらに、これに東海環状からの発生交通量も加わることになります。

また、先ほどからも述べておりますけれども、山口市では現在、武士ヶ洞の工業団地を造成中ですが、その後、今度は美山の地域でも馬坂地域で工業団地などを計画することになっております。また、これに伴った産業立地も当然考えられるところでございます。交通量のさらなる増加が予想されるところでございまして、県から示された20年後の交通量でございしますが、推計した具体的な交通量について、どのような交通量であったのか御提示をお願いいたします。

2点目でございますが、地域からのさまざまな要望のうち、特に大きな課題として挙げました鳥羽川と椎倉川の合流点付近でございます。今までの大雨時にも既に冠水した区域でございます。北側の県道も冠水をいたしました。しかも軟弱地盤であり、事実上の遊水地でございますが、鳥羽川と椎倉川については橋梁道路で飛ぶことになっておりますが、その間の区間は、遊水地でありながら盛り土をするという計画になってございまして、当然、前に述べましたように、遊水地の面積が減るわけでございます。新たな遊水の区域が広がることになるわけでございますけれども、これらの問題について、市としてどのように対応されていく、どのような意見を申していかれる方針なのでしょうか。これについて再度、伺いをいたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の20年後の交通量としての推計でございますが、こちらは1万1,500台、

1日当たりということを示されております。

2点目の新たな浸水地域が拡大することについてでございますが、同様な意見は、地域の要望としていただいております、今、土木事務所に要望を伝えたところでございます。

以上です。

○議長（石神 真君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 今、1万1,500ということですが、通常、道路計画というのは、1つの路線において、最低でも10キロ区間を一応の設計単位とするのが原則です。また、1万1,000台から1万2,000台ぐらいになりますと、道路として片側2車線が必要な計画交通量として、1万1,000台以上は通常片側2車線であってもおかしくない交通量なんです。東海環状道路との発生交通量がどの程度、この1万1,500台にカウントされているのか。また、新たな工業団地の開発に伴ってどのように配慮されているのかについて、これについては、やはり市として十分検討していただく必要があると思います。その部分が明らかではないので、またこれについては機会を設けて聞いていきたいと思いますが、特に再々質問として、私が疑問に思っている点は、西深瀬の尾ヶ洞地域で、落堀川の最下流でございますが、現在、落堀川は都市計画の4車線道路ではほぼ真ん中を流れております。今回の参考図を見ますと、西側に落堀川を移しかえるというような計画になっておりますけれども、最終の受け口は、インターの東側を流れる排水路に落ち込むわけです。ということは、西側から東側へ、現在の図面を見ますと約40メートルにわたって、落堀川そのものを暗渠化して横断する形式になっております。

これは、本当に大変なことなので、普通河川を暗渠で通るということはまずあり得ません、普通は。少なくとも、参考図について、非常に大きな課題だと僕は思います。通常は、最後の落ちる東側の排水路に流れるよう、道路を横断するんじゃなくて、少なくとも開渠で持ってくるというのが通常の方法なんです。これにより、いろんなそのしゅんせつとか、管理もできるわけですが、新しい国道、2車線の道路を40メートルにわたって暗渠で通るということは、通常あってはならないことです。これらについても、どのように考えておられるのか、特に再々質問として、排水の仕方についての回答を求めます。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の再々質問にお答えをいたします。

落堀川、これは今、議員御指摘の北バイパスももちろんですが、今現在、落堀川全体の河川の状況についてコンサルに依頼をし、検討をしているところでございます。何分、下流部がまだ不完全ですので、現在も拡幅の工事、流れるように工事、現にちょうど役

所の北は行っているわけですが、下流部も含め、全体を見直しているというのが現状でございます。そのような中で、このバイパスの西にするか東にするか、今、絵では西側にとってあると思います。これについても今後、十分に検討をしてみたいと思います。

以上です。

○5番（郷 明夫君） 終わります。

○議長（石神 真君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目は、若者の移住・定住支援と女性の活躍支援についてです。

人口減少、高齢化が進む日本では、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥る可能性が高く、都市への過度な人口集中を是正し、地方への新しい人の流れをつくるため、地方創生に関する取り組みが進められてきました。

山口市でも、2015年10月に山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、さまざまな施策が進められてきましたが、この戦略も来年度2019年度が最終年度となります。昨年12月には、若者世代の移住、定住と女性の活躍を目指すというテーマのもと、地域経済分析システム、RESASを活用した政策、立案ワークショップも開催されました。

そこで、若者世代の移住・定住支援や補助制度、女性活躍支援として市が行っている施策の内容、成果はどのようなか。それぞれまちづくり・企業支援課長と企画財政課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

国が策定しておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略は、来年度末までとなっておりますのと同様に、議員御発言のように、山口市の総合戦略も来年度末までとなっております。ある面、来年度は1つの区切りとして総仕上げの年度ともなるものでござい

ます。

そこで、この戦略の中でお尋ねのありました、若者世代の移住・定住支援や補助制度と女性活躍支援につきまして、私のほうからは、企画財政課が主体となって推進しているものに関し、特に国の補助金等を活用して実施してきているものについて2つの視点からお答えをさせていただきます。

1つ目は、シティプロモーション事業でございます。

これは、山県市の認知度不足が移住、定住への足かせの1つにもなっている可能性が高いなど、全ての施策において少なからず関連性が高いと考えられるからでございます。

山県市のシティプロモーション事業においては、地方創生交付金を活用し、1つは、都市住民を初め、メディアの主体にも足を運んでいただくという施策を展開してまいりました。そして、もう一つは、YAMAGATA BASEというサイトにて山県市の魅力を発信するとともに、メディアへの露出増加を目指してまいりました。

平成28年度に開設したYAMAGATA BASEにおいては、フェイスブック、インスタグラム、ツイッター及びLINEなどというSNSなどによります登録者数は、先月末時点で1万8,570人となっております。また、これらのサイトを訪問していただいた方の総数は、先月で累計200万件を超えている実情にございます。こうしたことが他の施策にどの程度の影響を及ぼしているのかを客観的に分析することは困難ではございますが、少なからず他に影響を及ぼしており、認知度向上の種は全国に向かって確実に広められているものと信じているところでございます。

2つ目は女性の活躍支援でございます。

山県市が最初に取りかかったのは、地方創生交付金を活用し、結婚、出産等によって一旦離職した方々の復職に向けて、主婦インターンシップをしたことでございます。これは、復職意向の女性を後押しするとともに、製造業の企業が多い山県市において、女性の持つポテンシャルを認識していただく趣旨で行ったものでございます。

具体的な結果としましては、平成27年度には10人の女性の方を8つの企業に受け入れていただき、最終的に7名の方が就職につながっております。また、その翌年度にも8人の女性の方を6つの企業に受け入れていただきまして、最終的には5名の方の就職につながっております。これらの数値としては、少ないかもしれませんが、こうしたことをより広げていこうとするための、いわゆるロールモデルとしての好事例として実績ができたのではないかと考えております。

そして、現在は内閣府からの助成を受けながら、企業の労働者確保と労働者の就労環境改善を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指しているところでございます。

市内においては、全国的な動向と同様に雇用の確保に苦勞していらっしゃる企業が多く存在しております。そうした中で、雇用確保には労働環境の状態が大きく影響いたします。

現在、こうした労働環境のよさを認定する国の制度としましては、えるぼしやくるみんを初め、健康経営優良法人などのさまざまな認定や表彰制度が幾つもございます。県におきましても、ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業というものがございますが、山縣市においては、この認定を受けておられるのは1社のみとなっております。その理由としましては、ハードルが若干高過ぎる中で、認定を受けるだけの魅力が薄いと感じておられる企業さんが多いためとも考えられます。

そのため、山縣市としましては、ワーク・ライフ・バランスの推進が雇用の確保につながり得るんだという啓発をするとともに、既存の認定制度よりも少しハードルを下げた山縣市独自の認定制度を設けられないかを現在検討している状況でございます。なお、これには、無論男女を問わないワーク・ライフ・バランスの推進といった視点もございます。

こうした施策を推進していくことによりまして、全ての市民に活躍の場があり、全ての市民が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる地域社会づくりにつながっていかうとしているものでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

私からは、移住、定住に関する補助制度についての答弁とさせていただきます。

御質問のような、若者に特化した補助制度ではございませんが、山縣市北部の人口減少が著しい地区を対象として、空き家を活用し移住する方に、ぎふ山縣市田舎暮らし空き家活用支援事業がございます。

この事業は、対象者が空き家の購入、賃貸及び改修する場合に、その費用の一部を補助金として交付するものでございます。この制度は、平成27年度に創設され、現在までに25世帯の方に利用していただいております。この制度を利用して移住した人の合計は、現在のところ68人となっております。補助金申請者の年代別としましては、30代が9人、40代が7人、50代が4人、60代以上が5人となっております。

また、市内全域を対象として、3世代以上で同居または近居を目的に住宅の新築、増築、空き家の取得または空き家の改修を行う方に、その費用の一部を山県まちづくり振興券で支給する、山縣市ふるさと暮らし奨励金制度がございます。

この制度は、平成29年度に創設したもので、移住者に限定したのではなく、Uターンを促し、多世代での定住促進を図るもので、現在までに7人の方に振興券を支給しております。申請者の年代別としては、20代が2人、30代が4人、60代が1人となっております。また、利用内容としましては、新築が4件、空き家活用が3件となっており、地域別では高富地域が5件、伊自良地域と美山地域での利用がそれぞれ1件となっております。また、申請者の6人は、市外からのUターン者と見られ、1人は世帯員全員で市外から移住をされた方でございます。

何歳までを若者世代というかははっきりとした定義はございませんが、補助制度等の利用者の70%近くが40代までの比較的若い世代に利用していただいております。若者世代の移住、定住の促進に一定の効果があつたものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

移住、定住についての補助制度については、ぎふ山県田舎暮らし空家活用支援事業、山県ふるさと暮らし奨励金の成果を、ただいままちづくり・企業支援課長よりお答えいただきました。

御答弁いただきましたように、補助制度の利用者の70%近くが40代までの若い世代であることは、若者世代の移住・定住促進につながったこと、また、そこには、先ほど企画財政課長よりお答えいただきました認知度を上げるための施策に力を入れたシティブロモーション事業による効果も影響したことと思います。

再質問1点目は、子育て支援課長と学校教育課長にお尋ねをいたします。

地域づくりの主たる担い手は地域の住民です。しかし、人口減少が著しい地域では集落機能の維持の困難が進みます。そのような状況の中でも、山県市には自治会や小学校区、中学校区単位でのネットワークや地域の力が強く、住民による地域づくりが継続されている地域も多くあります。

先ほど、まちづくり・企業支援課長よりお答えいただきました、ぎふ山県田舎暮らし空家活用支援事業は、人口減少の著しい山県市北部、美山地域と伊自良地域の北部地区が対象となっております。これまでに、保育園、小学校、中学校が統廃合された地域を含んでいます。Uターンを促し、多世代で定住促進を図る、山県ふるさと暮らし奨励金には地域の指定はありませんが、地域づくりの担い手として重要な役割を果たす人材となり得る移住者、特に若い世代の移住者には、子育て環境も大きな影響を与えると考えます。

今後、若者の移住・定住の促進、そして地域づくりの継続の観点からも、保育園、小学校、中学校の統廃合については慎重な検討が必要かと考えますが、今後の方針とお考えはいかがでしょうか。

再質問2点目は、企画財政課長にお尋ねいたします。

お答えいただきました女性の活躍支援については、主婦のインターンシップは男女共同参画白書でも、その取り組みが紹介され、成果の大きい事業であったかと思えます。ワーク・ライフ・バランスの推進については、県の認定の前段階として、市独自の認定制度の検討をされているとお答えいただきました。

本年第1回定例会では、イクボス宣言について一般質問をさせていただいております。市の認定、県の認定へと進んでいく一歩前のステップとして、初めの一歩として、イクボス宣言をしていただける企業を募ってはいかがとお尋ねをいたしました。そのとき、私、総務課長より御答弁をいただいたんですけれども、市の幹部職員のイクボス宣言によるワーク・ライフ・バランスに対する取り組みを進めた結果、時間外勤務の減少や短い時間で成果を出す働き方を目指す姿勢が見受けられるなど、具体的な効果があらわれてきていること。また、包括的な子育て支援を重点施策の1つとしている本市としても、市内企業においてもイクボス宣言の趣旨や成果について御理解いただき、その採用を検討していただけるようPRをしていきたいというふうに考えているという趣旨の御答弁をいただいております。

市の幹部職員、学校長から、山口市は保育園長へとイクボス宣言を進めてきました。ぜひ企業の方々とも一丸となって取り組んでいただき、女性活躍支援へとつなげていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えします。

1点目の御質問のうち、私からは保育園の統廃合についてお答えいたします。

山口市においては児童数の減少により、美山地域の保育園におきまして、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら統廃合を進めてまいりました。直近では、平成27年度に、いわ桜保育園と富波保育園の統合を行いました。

現在は児童数の減少による統廃合が必要となる保育園はありませんが、新たに統廃合を検討しなければならない状況となった場合には、保育環境の健全化や地区の実情への配慮とともに、北部地域への若者の移住、定住の促進の観点も含め、慎重な検討が必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

昨年、第4回定例会の福井議員の一般質問で、小中学校の統廃合についての方針などをお答えさせていただいたとおり、複式学級解消のためだけの統合ではなく、その地域ならではの教育を進めるための学校のあり方を検討していくことを、教育委員会の基本的な考えとしております。

その理由としては2点ございます。

1点目は今後の動向でございます。

今後の動向の中で、適正規模推進計画策定時点とは、学校を取り巻く環境に変化が出てきております。環境の変化の1つが、山県市が進める移住、定住の取り組みでございます。この3年間で、伊自良北小学校に5名、いわ桜小学校に3名、大桑小学校に6名の転入者がございました。子供たちの様子を見させていただくと、自分なりの役割を、自信を持って取り組んでいる姿がございました。ちなみに、市内小中学校の状況でございますが、この3年間に市外からの転入児童・生徒は54名、市外への転出児童・生徒は41名となっており、転入児童・生徒の増加が見られております。

もう一つが、一昨年度から各学校に学校運営協議会が設置されたことでございます。加えて、伊自良地域と美山地域には中学校区の学校運営協議会もございます。そこでは、地域とともにある学校として、どのような地域の子供たちを育てていくのか、そのためにどのような教育を進めていくのがよいのかという議論ができる土壌ができつつあります。

2点目は、歴史、文化、地理的条件等でございます。

地域づくりの継続の観点から、各学校を取り巻く地域では、地域文化の伝承や地域を挙げた催しなど、地域と学校と一体となった取り組みが大切にされてきております。さらに、子供たちが地域へ出て、地域活性化のための取り組みを始めたり、学校が中心となって、地域防災への働きかけをしたりするなど、新たな役割を担い始めていることについては、御存じのとおりでございます。

今後、山県市の小中学校の総合管理計画等の考えを踏まえながらも、児童・生徒や地域の動向を見詰めながら、その地域の教育、子供たちをどのように育てるのかという理念を児童・生徒、保護者、地域、学校が共有できることを大切に、山県ならではの新たな視点に立った教育を、学校運営協議会等を活用して、議論を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 再質問2点目に関しまして、お答えをさせていただきます。

山県市内の現状を鑑みますと、全国の動向と同様、ワーク・ライフ・バランスの推進ということと、女性の活躍支援というのは極めて関連性が高いものと認識しておりますし、イクボス宣言はそれらを推進していく上で有用な1つの手段と認識はいたしております。

こうした中で、良好な労働環境の確保と発言が雇用者確保に大きく影響することですとか、国や県の各種認定表彰制度を活用することの魅力などにつきまして、商工部局とも連携をしながら効果的な発信に努めてまいりたいと考えております。

その1つとしまして、本年第1回定例会において、総務課長から答弁がありました山県市役所での取り組み結果等についても、無論PRしてまいる所存でございます。また、そうした折には、企業の方々へのイクボス宣言の呼びかけについても視野に入れながら、仮にそうした機運が高まってくれば機を見て実施していくことはやぶさかとしなるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

山県市の保育、教育環境、すばらしい、他市に誇れるものがあると思いますので、今後もスポットを当てて、移住、定住の観点からも続けて検討していただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

2件目は、平成31年度予算編成についてです。

10月10日に、来年度、平成31年度予算編成方針が通達され、現在山県市では予算編成の真ただ中であり、職員の皆様にも御尽力いただいていることと思っております。2019年度につきましては、東海環状自動車道、（仮称）高富インターチェンジの開通予定や山県市にゆかりのある明智光秀を主役とした大河ドラマの放映、第2次山県市総合計画前期計画を初めとする複数の計画の最終年度でもあり、ターニングポイントとなる年度であることが記載されています。

各事業においても、これまでの計画の実施と次期計画とのかかわりを見据えた重要な事業執行年度となるかと思っております。また、本年全国的に多く発生した自然災害による被

災から、山口市においても防災・減災対策を進めていくことや、非核平和都市宣言具現化のための施策の推進についても記載がされています。毎年、この予算編成方針には来年度に向けた期待を強く感じさせられますが、2019年度は特に課題の多い年度となるのではないかと考えます。

そこで、現段階からの各課からの予算要求の現状、特に留意している点はどのような副市長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 寺町議員の御質問にお答えをいたします。

元号改正ともなる平成31年度におきましては、東海環状自動車道のインターチェンジが開通する見込みでございます。また、議員御指摘のように、当市にゆかりのある明智光秀を主役としました大河ドラマ「麒麟がくる」の放送開始ともなります。また、全国的に見ますと、消費税率の改定が予定されており、また統一地方選挙がございます。

そして、山口市としましても、市総合計画の前期計画、行政改革大綱、総合戦略、子ども・子育て支援事業計画などの計画任期満了年度でもございます。議員御指摘のように、ターニングポイントともなる重要な年度と認識をしております。

そこで、現段階での予算編成状況でございますが、11月5日をもって締め切りました各課からの予算要求の集計結果については、一般会計での財源不足は18億円超えとなっております。現在、事務レベルでの予算額精査を続けているところでございますが、山口市の財政状況としましては、山口市最大の収入源でございます普通交付税において、平成31年度からは合併算定がえによる加算がなくなり一本算定となる中で、実質単年度収支は4年連続の赤字で、本年度も赤字見込みであり、予算原案を編成する上で大変厳しい実情下にあります。

こうした中で、留意している点としましては、厳しい財源状況下において、冒頭に申し上げましたインターチェンジの開通や大河ドラマの放送開始をきっかけとして、交流人口の増大、郷土愛の醸成につながっていく上で、時期を逸しないようにという点がございます。

なお、こうした流れは行政だけでなく、企業やNPO等の各種団体等も含む、より多くの市民が協働できるような機運づくりをしていくことも肝要と考えております。

また、有利な地方債である緊急防災・減災事業債、過疎債、公共施設最適化事業債などの発行期限は迫っておりまして、こうした財源においても、時期を逸しないようにしていく必要があると考えております。

他方で、現下の厳しい財政状況を踏まえ、根拠なき新規施策は自粛し、効果が見込め

ない従来の施策の廃止や縮小を検討する必要があるということも考えております。

特に、資産総額が1,000億円を超えます公共施設を保有しております山縣市において、こうした施設の適正な維持、更新は不可能でもあり、公共施設の最適化という視点のもと、公共施設等総合管理計画を具現化していかなければならないとも考えております。

そのほかにも、本年度からスタートしている連携中枢都市圏を生かし、さまざまな国等の財政支援を初め、広域的にメリットのある政策を活用していかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、現在は、国、県でも予算編成の真ただ中でございまして、今後とも国や県の動向に注視しながら、平成31年度の予算編成方針の重点項目であります包括的な子育て支援と女性の活躍、そしてインターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、この3つの視点を大切にしながら、適切な予算案の策定に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

ただいま副市長からお答えいただきましたように、来年度からは合併算定がえによる加算がなくなり、普通交付税が一本化される中で、実質単年度収支も赤字見込みであるとお答えいただきました。

お答えいただきました状況によると、現段階からの各課の予算要求額は多額の財源不足であり、課題の多い来年度の予算査定は大変厳しい現状にあるかと思えます。その中で、根拠なき新規施策の自粛や効果の見込めない従来施策の廃止や縮小が予算に大きな影響を与えてくることと思えます。

また、交流人口の増大、郷土愛の醸成につなげる取り組みにおいては、企業やNPO等の各種団体も含むより多くの皆さんが協働できるような機運づくりも肝要であるとお答えいただきました。

来年度は、非核平和都市宣言の施策がスタートする年度でもあり、市民の皆さんとともに作り上げる施策の重要度が高くなるかと思えます。予算編成は、これから副市長、市長査定と進んでいきますが、来年度は統一地方選挙も控えており、市長も今回の任期では最後の予算査定になるかと思えます。

このような状況の中、これまで成果を上げられてきた子育て支援を初めとする市長御自身の政策評価、それを踏まえ、来年度の予算査定に臨まれる思いをお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

これは、山口市に限ったことではございませんが、議員御発言のように山口市の財政事情は大変厳しい状況下でございます。

今から3年ほど前でございますが、議会の皆様の御理解を得まして、3歳以上児の保育料等におきまして、第1子から実質無料化することといたしました。しかし、当時は財政に余裕があったわけではなく、投資という観点から、そうした考え方で保育料の無料化を図ってきたわけでございます。

そうした観点から、昨年度には市内の全小中学校の普通教室へのエアコンを設置させていただきましたが、そうしたことによりゼロ歳から5歳ですとか、30歳代の世帯の転入が増加するなど、その効果は早くも数値となってあらわれてきているのが現状でもございます。

御案内のように、平成31年度には東海環状自動車道のインターチェンジが開通する見込みであります。また、緊急防災・減災事業債などの有利な地方債の発行期限も迫っております。こうした観点を踏まえ、時期を逸しない投資という視点も視野に入れまして、来年度の予算原案の査定を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位4番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従い2問、質問させていただきます。午前中最後の質問になりますが、どうかよろしく願いいたします。

最初に、教員の働き方改革について。

昨年、文部科学省が公表した国立、公立小中学校教員の勤務実態調査によると、過労死ラインに達する1カ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が、小学校で34%、中学校で58%に上り、苛酷な勤務実態が明らかになったことは御承知のとおりです。

学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師みずからの専門性を高めるための研修の時間や児童・生徒と向き合うための時間を十分確保し、児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うことができる取り組みの徹底について、文科省より通知が出されています。今後、教職員がやりがいを持って児童・生徒に向き合うことが、市全体の教育の質の向上につながるため、教員の勤務時間の改善は待ったなしです。

文科省も小中学校の教員の多忙化を緩和するための対策をまとめました。必要な予算

を計上し、対策を行い、教員が余裕を持ち、本来の授業に向き合える時間をふやすなどの取り組みを進めてはいるようですが、勤務時間の短縮には結びついていない例も多く、教員の手から離せるものは離そうとの通知の徹底とともに、さらなる業務の見直しや意識改革の必要性も指摘をされているところです。

本年4月、過労死が認定された公立中学校教諭は、クモ膜下出血発症直前2カ月の時間外勤務は各120時間前後で、部活動指導が7割に達していたとの報道がありました。また、言うまでもなく、部活動には生徒がスポーツに親しむとともに、子供の心身の発達に資する重要な教育的役割があります。その上で、スポーツ庁では、部活動の平日の練習時間を抑え、週2日以上の子休養日、体を養う日とするなどのガイドラインを、本年3月にまとめ、通知をしました。

また、教員がいなくても部活動ができる、部活動指導員の設置や休養を伴わない、行き過ぎた活動は、生徒、教員ともにさまざまな無理や弊害をもたらすとともに、また、教員に経験がないために、技術的指導が厳しい状況や部活動の指導が教員の長時間労働につながっているとの指摘もあります。また、社会や家庭環境の変化に伴い、いじめ、不登校など、生徒指導上の課題や特別な配慮を必要とする児童・生徒への対応など、学校の抱える課題に複雑化、多様化している中で、保護者への対応や地域との連携など、学校に求められる役割も広くなり、多忙化につながるといった現実もあるようです。

小中学校教員の長時間勤務が常態化している中において、本市の教員の働き方改革の取り組みについて、学校教育課長にお聞きします。

1点目、小中学校の時間外勤務時間の推移。

2点目、ノー残業デーの実施状況。

3点目、他市の状況も比較して、本市の学校閉庁日の実施状況はどうか。

4点目、ことし導入したモデル校へのICT機器の活用による教員の負担軽減への効果はどうか。

以上、4点伺います。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の小中学校の時間外勤務時間の推移についてお答えします。

29年度4月から8月までの小中学校全職員の平日の時間外勤務の月平均は47時間49分となっております。30年度の同じ期間の月平均は、46時間29分となっており、1時間20分ほどの減少が見られます。

また、直近では、11月に岐阜県の勤務状況調査がございました。これは、隔年で同じ

時期に、県内全小中学校教職員対象に1週間の平日と土日の時間外勤務時間を正確に把握するために、一斉に行っている調査でございます。

山縣市小中学校全教職員の平日、土日合わせての時間外勤務の週平均でございますが、28年度は14時間37分、30年度は13時間48分となっており、週平均、49分減少しております。いずれも、市内小中学校教職員の時間外勤務時間につきましては、減少している傾向でございます。

2点目のノー残業デーの実施につきましてお答えします。

28年度9月より、市内学校統一の早く帰る日を設定いたしました。毎週金曜日を山縣市小中学校ホームデーとし、教職員の退校時刻を小学校18時、中学校19時と定め、実施しております。学校教育課では、毎週金曜日の退校時刻の点検、指導を定期的に行っております。また、学校でも、早く帰る日の意識づけを強化する取り組みを進めてまいりました。その結果、30年度は29年度に比べて、小学校は10分、中学校は20分、最終退校時間が早くなっております。

3点目の他市と山縣市の学校閉庁日の実施状況についてお答えします。

まず、山縣市の学校閉庁日、いわゆる日直を置かない日は、平成28年度に県内で初めて実施をしたものでございます。30年度の岐阜地区8市町教育委員会の状況でございますが、岐阜市が夏季休業日に10日間、そのほかの市町は夏季休業日にゼロ日から4日間の範囲で設置されておりました。

山縣市につきましては、夏季休業日に5日間と冬季休業日に2日間の7日間でございます。これにより、山縣市教職員の30年の平均年休取得率は約80%と見込んでおります。これは、29年の65%と比較すると約15%増でございますから、学校閉庁日設置についての効果があったと考えております。

4点目のICT教育モデル校のICT機器等活用による教員の負担軽減についてお答えします。

本年度、桜尾小学校に電子黒板2機、デジタル教科書全学年分のソフト等を導入いたしました。実質本格稼働は9月からでございますので、9月から11月までの3カ月間のデジタル教科書を主に使用する担任の時間外勤務時間を出退勤システムで調べました。月平均39時間22分でございます。29年度の同時期と比較しますと、月平均5時間30分の時間外勤務時間の減少となりました。

また、担任教員にICT機器等を活用した授業に対するアンケートを行ったところ、学習プリント等を作成する時間が減少したの項目が50%、児童が興味、関心を示す資料探しを含めた指導案を作成する時間が減少したの項目が100%、これまでよりもICT機

器を準備する時間が減少したの項目が100%、児童にとって効果的、教育的効果があると担任が実感できるの項目が100%という結果が出ております。

作業的な準備の時間が軽減され、より効果のある教育指導等に力をかけられるところに大きな成果があると捉えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 答弁では、時間外勤務時間の推移は減少しているようですが、4月から8月までは30年度月平均46時間29分とのことでした。29年度もそうですが、これは新学期を迎え、教員方が大変に忙しい時期ですが、土日を含んでいないという時間の調査でした。また、県の時間外勤務時間状況調査ということでしたが、正確に把握するためには、11月初めの月曜日から土日を含む日曜日までの1週間の勤務外時間調査で、30年度で13時間48分ということでしたが、11月よりも期末月の繁忙期の12月調査のほうがより正確に時間外が把握できるのではないかと思います。何より土日を含む出退勤システムも自己申告によるものです。厳しく時間外勤務時間を管理されればされるほど、超えないような調整意識が働かないか心配するところでもあります。また、ノー残業デー、閉庁日は効果的に進められているとのことでした。

そして、ICT機器を活用したことは大きな効果が認められていますので、各校への普及を改めてお願いしたいと思います。

そこで、言うまでもなく、単に閉庁日の増加や時間外勤務時間などの労働時間の減少といった取り組みだけではなく、その上で重要なことは、児童・生徒と向き合う時間の確保につながっているのかどうかということと、時間外勤務時間の減少によって、土日勤務など、どこかにしわ寄せが来ないかどうかと、それでは本末転倒です。労働時間の減少分をどのように補っておられるのか、その取り組みについては文科省からも通知は出されていることと思います。

先日の報道に、小中学校などの教員の長時間労働是正策として、新たに公立高校の教員の残業時間を原則45時間以内、繁忙期でも月100時間未満とする方向で制度改正に向けて動き出したとの報道がされました。文科省の16年度の教員勤務実態調査によると、残業時間が月45時間以上の公立小学校教諭の割合は81.8%、中学校教諭は89.0%で、本市もさらなる取り組みが必要になります。

同時に、働き方改革の具体策として挙げられたのが、1点目に登校時間の見直し、2点目に学校徴収金などの事務負担軽減、3点目に休み時間の校内清掃への地域人材参画、4点目に成績処理などの校務支援システムの活用、5点目に部活動への外部指導員の活

用、6点目にサポートスタッフの配置の6項目が挙げられています。

本市では、教員がより児童・生徒とかかわりあえる直接的指導ができる体制を整備し、昨年度より総時間外勤務時間を20%の減を目標と考えているとのことでした。

そこで、再度学校教育課長にお聞きします。

具体策として示された6項目のうち、本市は3項目を今年度実施されています。その3項目の効果をお聞きします。

1点目、成績処理などに校務支援システム活用による効果。

2点目、部活動への外部指導員の活用による効果。

3点目、サポートスタッフの配置による効果。

以上、3点お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

1点目の成績処理等校務支援システム活用による効果についてお答えします。

昨年度、第3回定例会議会にも答弁させていただきましたが、山県市にはICT専門事務職員が1名、加配職員として配置されております。その職員を中心に、山県市学校スリム化プロジェクトによる各種学校事務の効率化に有効なデジタルソフト等を開発、作成しております。

また、昨年度、岐阜地区市町で初めて学校事務共同実施協議会を立ち上げ、有効な開発ソフトにつきましては市内統一して使用するなどといった仕組みを整えました。主な開発ソフトといたしましてはデジタル出退勤システム、デジタル教育通信、指導要録、成績一覧表、教育経営簿、出席簿等でございます。

山県市学校スリム化プロジェクトが28年度、29年度に山県市全教職員に実施した教職員の負担感アンケートでは、学校の事務内容の多くの項目で、前年度よりも負担感の減少が見られました。特に、成績処理、通知表の作成、指導要録の作成の項目では、28年度に負担感があると感じている教職員70%から、29年度は52%という結果でございました。

2点目の部活動の外部指導員の活用による効果についてお答えします。

昨年度、山県市立中学校運動部活動指針の改定及び山県市立中学校部活動及び保護者クラブの適正なあり方についてを通知し、部活動の休養日をつくることや、外部指導員は単独でも活動指導ができることなどを明確に示しました。このことによって、部活動の回数及び教員の部活動時間に効果が見られております。山県市の部活動顧問の教員1人当たりの土日の部活動時間でございますが、平成28年度の4月から11月までの8カ月

間の1人合計は109時間とございました。本年度は84時間と減少しております。

3点目のスクールサポートスタッフの配置による効果についてお答えします。

本年度は、国と県のスクールサポートスタッフ事業に手を挙げ、7月から教員の事務業務を支援するスクールサポートスタッフを複数学級のある市内中規模校3校に1人ずつ配置いたしました。主な業務は、授業や会議で使用する文書の印刷、各種学習教材や行事等の準備など、教員の事務業務支援でございます。

3校の教職員の平日の週平均時間外勤務時間は、昨年度は54時間、本年度は52時間となっております。総時間外勤務時間の比較では、昨年度より本年度は8%の減少となっております。本事業の効果を感じております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 具体策と示された3項目についての効果を伺いました。

そこで、最後に、スクールサポートスタッフについてお聞きします。

スクールサポートスタッフは、総時間外勤務時間の比較では8%減少し、効果があるということでした。教育サポーターや英語活動支援員、学習支援員などは、児童・生徒に対する支援であり、直接的に教員自身の負担の多い作業などをサポートし、補助するものではありません。スクールサポートスタッフの配置は、時間外勤務時間の減少と負担軽減につながっているとこのことで、教員が本質的に担う業務に専念できる環境を確保する必要性の意味からも継続する必要があると思います。

しかし、ことし7月からスタートしたスクールサポートスタッフ配置事業補助金は、現在、来年度の見通しは立っていません。国、県がこのままいって、ことしのように3月あたりに補助の対象事業として、31年度当初予算として計上されたとしても、今年度同様、新学期を迎え大変に忙しい4月から6月の繁忙期には採用できないということになります。来年度継続できなければ、スクールサポートスタッフを配置した学校では2倍の負担感が感じられるのではないかと心配します。最低でも、今年度同様、3名のスクールサポートスタッフをこのまま継続するためには、市単費での予算が必要になりますが、いかがでしょうか。

また、事務支援など含めた教員を直接的にサポートする効果的な取り組みが必要だと思いますが、2点、最後に学校教育課長にお聞きします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再々質問にお答えします。

スクールサポートスタッフ事業につきましては、今後の国や県の動向を注視するとと

もに、山口市として継続できるよう学校に配置する市費支援員を予算要望していくことを考えております。

また、教員を直接的にサポートする取り組みといたしましては、教員の事務支援ばかりではなく、多種多様な支援が必要な児童・生徒、家庭への対応に、教職員は多くの時間をかけている現状もございますので、効果的に対応できるスクールソーシャルワーカー等の配置についても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君、質問を変えてください。

○4番（加藤義信君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

フレイル予防対策についてお聞きをします。

私がフレイルという言葉は初めて耳にしたのは、ことしの初めごろだったと思いますが、まだまだ広く知られていないのが現状だと思います。英語のフレイルティという言葉が、発音は別として、もともとなっていて、日本語に訳すと虚弱という意味になります。虚弱のことをこれからはフレイルと呼ばれるようになります。

厚生労働省は、2018年にフレイル対策事業を本格始動と位置づけ、高齢者の方によく、見られる老齡症候群と言われており、健常と要介護状態との中間的な段階で、日本老齡医学界は2014年5月に、年をとっていく過程で、足腰が思うように動かない、転びやすくなった、人と会わなくなった、やわらかいものばかり食べているなど、日常的なささいな兆候から始まる虚弱の状態をフレイルと名づけ、予防に取り組むとする提案をまとめています。

これまでは、老化現象として見過ごされたことが、統一した名称をつくることで、医療、介護の現場の意識改革も進めるというものです。本市では6月に行われた認知症をテーマとした「徘徊」の上映や、先月11月11日、介護の日をきっかけに、健康づくりや介護予防、介護に対する認識を広めることを目的とした健康・介護フェスタが開催され、大変なにぎわいの中、健康と介護に対する皆様の関心の高さを改めて実感しました。私も参加し、反射度を測るテストでは悲しい結果になりましたが、現状を知る機会にもなりました。

フレイルについて、本市の31年度の予算編成に当たってのポイントとして、フレイル予防の推進に取り組むとしています。また、第7期高齢者福祉計画にも盛り込まれており、この福祉計画の冒頭、市長は3点の取り組むべき重要事項の1つとして、健康寿命の延伸と高齢者の活躍を挙げられた上で、地域包括ケアシステムの構築を進めながら、高齢者が支えられる立場から、高齢者も支える立場として活躍ができるようにと述べら

れています。お互いさまの心に通ずるものではないかと思えます。

また、そこにフレイル予防の対策も関係してくるようにも思えます。このフレイル予防をするために、3つの重要なポイントがあります。

1つは栄養、食と口腔機能、1つは運動、1つは社会参加の3つだと言われています。この3つの柱はお互いに影響し合っていて、三位一体の関係でなければならないということです。特に、社会参加、人とのかかわりの機会が低下すると、フレイルの最初の入り口になりやすいことがわかってきたと言われています。社会参加は、ボランティア活動への参加、趣味、イベント参加などを通じた活動。また、身近でお互いができることを支え合うこともフレイルの予防に影響し、支える立場としての行動につながります。お互いさまの実行だとも言えるかもしれません。

そこで、フレイル予防の対策について、健康介護課長にお聞きします。

1点目、フレイルの認知度はどのようなか。

2点目、フレイル予防にとって大事な3点の取り組みの状況について伺います。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

今年度は、第7期高齢者福祉計画の初年度として、いろいろな新規事業に取り組んでまいりました。6月に開催いたしました認知症映画会は、ホールに入り切れないほどの方々にお越しいただきました。11月に開催しました、やまがた健康・介護フェスタでは、多くの市民の皆さん、議員の皆様方にも御来場いただき、社会福祉法人や各種団体の協力により盛大に開催することができました。健康チェックコーナーや認知症チェックコーナーなどに多くの方が並んでくださり、市民の皆さんの健康や介護への関心が高いこともわかりました。今年度の反省を踏まえながら、次回につなげていきたいと考えております。

また、そのほかに、各自治会や団体を対象として介護保険と健康への取り組みについての説明会を行っており、11月末までに10団体、お邪魔させていただき、熱心に話を聞いていただきました。介護保険制度や介護保険料の将来推計などを説明し、何もしないで年老いていくのではなく、バランスのよい食事、適度な運動、活発な日常生活、生活習慣病を放置しないなど、健康寿命を伸ばすポイントをわかりやすく説明しています。まさしく、議員御発言のフレイル予防の勧めです。

1点目のフレイルの認知度についてでございますが、山口市では昨年度からフレイル予防事業を開始しており、講座開始時のアンケートでは、フレイルの認知度はとても低く、知らないと答えられた方が92.5%でした。現在2年目となり、広報紙や高齢者の集

まる場での周知を行っておりますので、徐々に高齢者の方は御存じの方もふえておられると思いますが、今後もフレイル予防事業を推進し、さらにフレイルの認知度を向上させていきたいと考えております。

2点目の大事な3点の取り組み状況についてでございますが、1つ目の柱となる栄養、食と口腔機能につきましては、昨年度10会場で各5回ほどの講座を行い、フレイルとは何か、体と栄養、たんぱく質の重要性についての学習、調理実習など、延べ561の方に受講していただきました。

調理実習では、メニュー選びから調理まで、本当に楽しそうに受講されました。その後のアンケートでは、食事や外出の大切さを学び、以前より意識するようになったり、友人にも伝えたりと、行動変容を起こされた方が多くおみえになりました。

今年度は、8月の広報紙でフレイルについてお知らせし、9月から社会福祉法人等の専門職の方に講師を依頼して、幅広いメニューでフレイル予防講座を開催しております。このフレイル予防講座の取り組みは、他市にはない、市と介護や医療にかかわる団体が連携した事業の1つでございます。

栄養については、管理栄養士の方に講師を依頼し、9月から3カ月間に3講座開催し、35の方が受講されました。口腔については、歯科医師の先生に講師をお願いし、1講座16の方が受講されました。

2つ目の柱、運動につきましては、理学療法士の方にお願いし、9講座、114の方が受講され、そのほかにレクリエーション講座も27の方に受講していただきました。今月も各講座を開催しておりますし、随時受け付けもいたしております。

3つ目の柱、社会参加につきましては、今まで説明申し上げました各講座やそのほかのイベントに1人でも多く参加していただくよう働きかけておりますが、特に前期高齢者の皆様は、生涯現役、勤労や地域での活動などに積極的にかかわっていただくことや、ひとり暮らしの方が一日中誰とも会話をしない生活をしないよう、お互いにかかわっていけるような環境づくりが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） まだまだ認知度は低いようです。まずは、フレイルを知っていただく取り組みからだと思います。また、この質問によっても知っていただく機会になればとも思っています。

また、フレイル予防講座の取り組みは、他市にはない、市と介護や医療にかかわる団体が連携した事業とのことでした。そこに加えれば、フレイル予防講座等に研修を受け

た市民参加型の担い手が加わることが、さらなるフレイル予防の推進と地域包括ケアシステムの構築にもつながるものだと思います。

お隣、関市さんでは、ことし1月20日、関市出身の東京大学高齢社会総合研究機構の特任研究員神谷哲朗先生がフレイル予防による長寿のまちづくりについての講演会を開催され、関市、尾関市長も初めてそのとき、フレイルを知ったと語ってみえたということでした。それを思うと、本市では既に昨年度からフレイル予防事業を開始しているのことから、早い取り組みだと思います。認知度向上にはそうした講演会なども効果的ではないかと思います。

そこで、市民参加型のフレイル予防事業の導入について伺いたいと思います。

栄養、運動、社会参加の三位一体を総合化した健康増進プログラムとして、フレイルの兆候をチェックするフレイルチェックが考案されたことにより、全国から注目をされ、その取り組みが広がってきています。簡易的なチェックと総合的なチェックの2つで構成されており、活舌テスト、立ち上がりテスト、握力測定などの測定も行います。

また、このフレイルチェックでは、フレイルサポーターが中心となって実施をし、一定の研修を受けた方が、まちの健康づくりの担い手として活躍をされており、ボランティアの高齢者サポーターによって、市民による市民のためのフレイルチェックが実現をされています。

本市の第7期福祉計画にもフレイル予防に係る担い手の確保として、必要な知識の普及や手法を習得してもらうボランティアの確保、またサポーター養成講座を開催し、質の向上を図るとしています。

フレイル予防は、今後の介護予防対策としては重要な施策の位置づけになります。出前講座やサポーターの養成など、市民参加型ができる、市民の健康・介護予防事業として大変有効であると考えます。

そこで、再度、健康介護課長にお聞きします。

1点目に、市民参加型のフレイルチェックについての認識を伺います。

2点目に、フレイル予防ボランティアの確保とフレイルサポーターの養成の取り組みについて伺います。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

1点目の市民参加型のフレイルチェックについてでございますが、議員御質問のフレイルチェックは、東京大学飯島教授により考案された、フレイルの早期発見のためのチェックで、養成研修を受けた市民ボランティアのフレイルサポーターが主体となって、

フレイルチェックを実施して、市民参加者の評価を行うものだと承知しております。

フレイルの診断については統一された評価基準はなく、日本では2016年度に、国立長寿医療研究センターで行われたフレイルの進行にかかわる要因に関する研究による5つのフレイル評価基準が一般的に用いられており、山口市でもフレイル講座などで説明させていただく場合に、この評価基準を用いて説明しております。体重減少、倦怠感、活動量、握力、通常歩行速度の項目のうち、3つ以上該当する場合はフレイル、1つから2つ該当する場合はプレフレイル、該当しない場合は健常であるとしています。

2点目のフレイル予防ボランティアの確保とフレイル予防サポーターの養成の取り組みについてでございますが、第7期高齢者福祉計画の健康づくり、介護予防を総合的に推進するという基本目標の施策として、介護予防に係る担い手の確保と資質向上、介護予防サポーターの新規養成や活躍の場の確保などを掲げております。

フレイル予防と介護予防は目指すところが同じであり、現在の山口市介護予防サポーターの活躍の場を確保するためにも、今後のフレイル講座でさらに活躍の場を広げていただきたいと考えております。

毎年、介護サポーター養成講座を開催しておりますが、現在活動していただいております介護予防サポーターは11名でございますので、市民の方への周知、新規養成を進めてまいりたいと考えております。

先ほどの答弁のとおり、山口市では、まずフレイル予防の認知度向上が優先であり、現在はフレイル状態でない方でも講座を受講していただき、理解していただくことが一番重要と考えております。その中で、市民の皆様がみずからリーダーとなって、活動を進めていただけるような仕組みづくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） みずからリーダーとなって活動を進めていただける仕組みづくりが重要だとのことでした。

例えば、他市では地域住民が主体となり、市独自のフレイルチェックを実施している検討委員会を立ち上げる方針も示されています。これは大きな一歩だと思います。

1点目に、検討委員会の設置に対する本市の考えをお聞きします。

2点目に、またことし第2回定例会でも質問させていただいた健康ポイント事業がスタートしました。市のホームページにも掲載をされています。こうした健康ポイント事業をフレイル予防対策とあわせて取り組んでいくことが有効だと考えます。本市では、健康づくりメニューに参加して、6ポイントをためると、県と連携したミナモ健康カー

ドというものが抽せんにより交換でき、本市を含めた県内の協力店で割引などサービスを受けることができるようになりました。

ミナモ健康カードを持参すれば、例えばカラオケ20%割引、アクトスでは施設使用料4,000円が1,500円に、また、入会金を無料に。銀行では、住宅ローンやマイカーローンなどの金利を基準金利よりも引き下げ、マクドナルドではセットが110円引きなど、詳しくは確認をしていただければと思いますが、多くの特典が利用できます。この健康ポイントの対象やポイント数は各市町村で考えられています。

そこで、フレイル予防と介護サポーターの担い手確保や資質の向上のためにも、介護分野のボランティアの活動や講習、受講などの参加を健康ポイントの対象事業に追加をして、三位一体のフレイル予防対策と健康ポイント事業が幅広く連携することで、フレイルの認知度の向上、また参加者の増加、そして協力店の増加にもつながり、フレイル予防対策として有効な取り組みだと思えます。最後に、健康介護課長にお尋ねをして、質問を終わります。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再々質問にお答えします。

1点目の検討会の設置についてということですが、他市は、まだフレイル予防事業を進めてはいない段階での検討会の設置と聞いております。山県市は2年、もう続けている状況でございますので、職員が考えたフレイル予防の対策を今後も続けながら、将来ボランティアを育成できるような方向へ持っていけるように考えてまいりたいと考えております。

2点目の健康ポイントの件でございますが、今月、9月より岐阜県がスタートさせました清流の国ぎふ健康ポイント事業は、各市町村が事業主体として、ポイントメニューの決定やミナモ健康カードの発行、窓口業務を行っておりますが、各市町村のポイント事業の対象がまちまちで、県民に対して少し不公平であるということと、また、周知も不足であり、ミナモ健康カードを利用できる協力店が少ないなど、課題がたくさんあると考えております。

県主催の圏域別担当者会議も開催され、来年度に向けてポイント事業の見直しや、ミナモ健康カードが利用できる協力店の拡大などが話題となりました。

山県市では、今年度、健康ポイント対象事業として、健康介護課の行う健診やイベントだけでなく、健康講座や栄養教室への参加、その他、生涯学習課のウォーキング大会や体育振興会へのイベント参加も対象としておりますが、担当者会議の際に、県よりボランティア活動や交通安全教室への参加等も提案されております。来年度はそういった

活動部分も拡充してまいりたいと考えております。

今後とも、健康診断、フレイル予防、介護保険事業と市民の皆様のために私たちは工夫と努力をしてまいります。そして、関係団体、市民の皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。

先般の健康・介護フェスタに大勢の議員の皆様が来ていただいたことは、私たち職員や関係団体の皆様にとっても大変力になり、気持ちが入るものでございました。今後のフレイル予防事業もぜひとも皆様に参加をいただき、その上で御意見をいただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開をいたします。

午後0時15分休憩

午後1時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、今回は1件、市長の第3期市長選出馬についてを林市長にお尋ねしたいと思っております。

東日本大震災、熊本地震、そして今年の大規模台風などの災害を経験し、今もなお日本を取り巻く厳しい経済環境のもとで、本市においては、人口急減、超高齢社会、そうした中で地域住民の生活基盤を確立しなければならない。さらに、充実していくためには、国の施策はもとより地方行政が諸環境の変化に対応して、有効、適切に運営されなければなりません。このような観点の中で、東海環状自動車道のインターチェンジの開通がいよいよ来年度となってまいりました。このような背景を考えますと、この数年間の市長の役割はとても重要です。

そこで、これまで2期8年間市政を担っていただいた林市長に、引き続き第3期の市政に挑戦されるのかどうか、その御意思を伺います。もし御意思があるならば、所信と、次の点についても所見を伺いたいと思っております。

1点目は、人づくり革命の実現と地方創生の推進について。

2点目は、地方の一般財源総額の確保と、地方財政の健全化について。

3点目は、2期8年間の主な実績について。

4点目は、施策実現に向けて、県政との連携について。

5点目は、公共施設等総合管理計画の策定促進について。

6点目は、総合計画に基づく施策推進について。

7点目は、やる気を起こさせる職員の資質向上と公平な人事について。

以上、7点を伺います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

今から150年ほど前、江戸幕府第15代将軍徳川慶喜の大政奉還が行われ、我が国は近代国家を目指し、昭和の時代には類を見ない高度成長を経て、それをなし遂げてまいりました。

そして、平成の時代には、そうした一極集中の国土づくりから、地方分権への転換が進んでまいりました。また、類を見ない人口の急減と超高齢化が進む中で、各地域がそれぞれの特徴、特質を生かした自立的で持続的な社会の創生を目指した地方創生が推進されてきております。

そして、来年の5月には30年間続きました元号の平成が変わります。次の時代は、人口の急減、超高齢化という避けられない大きな課題への対応が大きなテーマとなるものと考えられます。

山県市におきましても、こうした時期にインターチェンジの開通が差し迫っており、議員御発言のように、次期の市長の役割は大変重要なものがあると考えております。私は7年半余り前から市長に就任させていただきまして、私なりに全力を尽くしてまいったつもりではございます。しかし、振り返りますと、7年半余り、本当にあっという間だったという思いが素直に思われます。まだまだ山県市の課題は多く残されているとも感じております。

この間を振り返りますと、私が1期目の市長に就任させていただいた当時は、山県市が県内唯一の起債許可にあるとの報道などもありまして、多くの市民の皆様から、本当に山県市の財政状況がどうなっていくのかということに大変関心を寄せられていたということを感じておりました。そのため、県内の市では初めてとなります部長制度の廃止などのさまざまな内部改革を行い、早々にこれを脱することができました。また、かつて370億円ほどあった地方債の残高は前年度末には約243億円となり、今後も山県市発足以来、最小値を更新していく見込みでございます。

しかし、人口の急減、超高齢化という大きな課題を抱える中で、インターチェンジの開通が差し迫っております。幸いにし、私の体力はまだまだ充実しております。私を育てていただいたふるさと山県市を思うとき、市民の皆様から信託がいただけるのであれ

ば、引き続き一身をささげていかなければならないものと考えております。

そこで、次期に向けての考え方について、7点ほど御質問をいただきましたので、現時点での考え方を順次お答え申し上げます。

まず、1点目の人づくり革命と地方創生につきましては、いずれも国の方針でございますが、山縣市といたしましては、まずはこれらに呼応するような、こうしたことに絡む国の支援策を最大限に活用していくことが必要であると考えております。特に、人づくり改革に関しては、国は世界の長寿社会を迎える中で、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられ、また安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります、その重要な鍵を握るのは人材への投資である、そうした認識のもとに8つの方針を示しています。これを大きく分ければ、子育て支援と介護支援、高齢者の活躍となりますが、山縣市におきましても、国の政策に寄り添い、子供、高齢者、障がい者、男女を問わず、誰もが安心して健康で活躍できる地域づくりを目指すことが大変重要なことだと考えております。

次に、2点目の一般財源の確保と財政健全化につきましては、まずは引き続き企業誘致活動に努める一方で、製造業を主体とした地場産業への支援、地域経済活性化と地域経済の循環化を努めるとともに、より多くの市民の方々に活躍していただけるような環境づくりを進めていくことが必要であると考えております。

また、市民の方々から理解を得ながら、施策の適正化と適正な受益者負担、有利な地方債の確保等に努めつつ、地方債の発行は抑制していくことが大切であるとも考えております。

次に、3点目の8年間の実績でございますが、私はトップセールスに努め、東海環状自動車道を初め、国道256号や国道418号、岐阜美山線や関本巣線等の幹線道路のほか、鳥羽川や武儀川の改修等におきましても、国や県に対し積極的かつ効果的な要望等を行いまして、少なからず事業を加速化させてきたと考えております。

また、企業の誘致につきましては、山縣市では初めてとなります従業員100人以上の企業が、間もなく本社機能とともに武士ヶ洞地内へ移転していただけることにもなっていることを初め、他の企業にも進出を決めていただいている上、馬坂地内におきましても、企業進出が可能なインフラ整備を進めているところでもございます。

また、一方で、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を最大化しようとする地域未来投資促進法に基づく計画の策定によりまして、地方創生推進交付金を活用して生産性向上と質の高い雇用の創出、域内の他産業にも高い経済効果をもたらす地域経済牽引事業の支援も行ってきております。そして、地域経済循環化のため、山県ま

ちづくり振興券の普及にも努めてきております。

2期目におきましては、3歳以上児の保育料等においては、第1子から実質無料化を実施し、市内全小中学校の普通教室へはエアコンを全て設置するなど、教育環境の整備にも努めてまいりました。そして、その効果は早くも数値となってあらわれてきております。

また、高度情報化社会において、特に美山地域においては通信速度の確保に苦勞していらっしゃる企業が多い中、有線テレビ事業者の御理解もいただき、近いうちには光ファイバーによる高速通信網が市内全域に広められる方向ともなっております。

次に、4点目の県政との連携でございますが、これまでも県との人事交流により優秀な県職員等を派遣いただき、県との連携や市政への適正な助言をいただいておりますが、引き続き継続していただくことが大切であると考えております。

直近では、御案内のように、2020年から放映されるNHKの大河ドラマ「麒麟がくる」に向け、他の7市町等とともに連携をとりながら、県とで協議会を立ち上げたところでございますが、引き続き県の指導のもとに広域的に連携をしまして、全国への歴史、文化の発信、観光誘客による地域活性化を広域的に実現していかなければならないと考えております。

次に、5点目の公共施設等総合管理計画に関してでございますが、山州市の公共施設等の資産額は1,000億円を超えており、これを適正に維持していくことは不可能でございます。そうしたことから、公共施設等総合管理計画を具現化していくため、今後は個別計画も策定をし、公共施設等適正管理推進事業債などの有利な地方債を活用しつつ、公共施設の適正化を進めていく必要があるものと考えております。

次に、6点目の総合計画に基づく施策の推進でございますが、今の総合計画の前期計画は来年度が最終年度となっております。そうしたことから、まずは前期計画を振り返るとともに、それを踏まえた後期計画の策定が重要になるものと考えております。そして、その計画に基づく各種施策につきましては、決して記述のみにとどまらず具現化していく必要があるものと考えております。

7点目の職員の資質の向上と公正な人事についてでございますが、そもそも住みよいまちづくりを進めていく上では、行政の頑張りだけではなし得ず、より多くの市民の方々、そしてさまざまな団体、機関、企業の方々との協力、推進が必要不可欠とも言えます。同様に、行政といたしましても、私1人が息巻いてみても限界がございます。職員とともに精力的に執行していくことが必要不可欠であり、職員の資質向上や公平な人事というものは重要な視点だと考えております。

特に市民ニーズが高度化、多様化し、地方自治体の役割は増大してきている中で、山口市は発足以来、およそ3分の1の職員数を減らしております。個々の職員に求められる課題解決能力の向上と高い業績を上げることが従来以上に求められてきております。こうしたことは全国的なことでもあり、ともすれば単なる年功序列となりがちな旧態依然の人事評価制度についても、地方公務員法等の改正により、能力評価と業績評価による評価制度が求められているところでございます。これにより職員の士気の向上や、マネジメント能力の醸成も目指されているわけですが、山口市におきましても、この能力評価と業績評価制度を導入しており、今後とも職員個人の持つポテンシャルを最大限に引き出すよう努めるとともに、組織のモラルアップ向上に向けて取り組んでいかなければならないものと考えております。

また、山口市の職員においては、臨時非常勤職員の方々の存在も欠かせませんが、地方公務員法等の改正により、平成32年度からは新たに会計年度任用職員制度なども始まります。こうしたことにも留意しながら、あらゆる職員が情報の共有化に努め、知恵を出し合いながら、職場が一体となって地域課題の解決に尽力を尽くし、住みよいまちづくりを進めていくようにしなければなりませんものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま市長の第3期市長選出馬の御意思、所信表明、その覚悟をお聞きしました。どうか市民が期待感を持って理解されるよう、今後も努めてもらいたいと思います。なお、その中で、4点目の県との連携については、県会議員と密に連携し、力を合わせて進めていただけたらと思います。5点目の公共施設等の維持管理については、市民の皆さんとの合意形成を得ながら、次の世代に負担を残すことのない施策推進をお願いします。

そこで、先ほどの答弁の中から3点確認したいことがありますので、その中から再質問します。

1点目、7点目の職員の資質向上と公平な人事についてですけれども、2つお聞きしたいと思います。

政策調整会議について、私は詳細は知りませんが、政策に関係する若い職員も参加させることが若い職員のやる気を起こさせ、職員の資質向上につながるかと思いますが、市長の所見。

2つ目は、職員とのコミュニケーションと、市長と職員とのきずなづくりについてお尋ねしたいと思います。

山口市は小さな自治体、一企業に捉えるなら中小企業。先ほど、市長はトップセールスだと言われましたけれども、市長は民間企業に例えるなら社長、上意下達だけの社長では、企業は成長、進歩もなく、団結力も一体感も育たないと思います。その点についての所見を伺います。

そして、2点目は、北部地域の活性化について。

高富地域、特にインターチェンジ、市役所周辺は行政的に支援がなくても、多分民間企業により今後開発が進むと思います。問題は、少子高齢化によって過疎が進む北部地域こそ、官民一体で知恵を出さなくてはなりません。その点、市長の所見を伺います。

3点目、空き家、空き地対策について。

1つ、きょうまでの経緯、進捗状況をお願いします。

2つ目の、今年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法や、市内に存在する危険のある空き家等に対する今後の取り組みについて。

以上をお尋ねします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の政策調整会議に若い職員を参加させることについてでございますけれども、会議の内容は所属長から各職員へ伝達して共有化するようにいたしておりますが、若い職員を直接参加させることが、若い職員にやる気を起こさせるかどうかは多少疑念がございます。ただ、議員御発言のように、若い職員にやる気を起こさせることですか、職員の資質向上や職員とのコミュニケーションについては、とても大変に重要なことだと認識しております。そこで、ふだん直接私と話をする、接する機会の少ない若い職員との交流機会をふやしたいと考えております。

先月の22日水曜日でございましたけれども、若手職員によるワールドカフェというワークショップにおいて、山口市の進むべき市政について話し合ってもらい、副市長と私とともに、若手職員の意見を直接聞いたところでございますが、今月の26日にも実施する予定をいたしております。

2点目の北部地域の活性化についてでございますが、これまで人口減少の著しい北部地域への移住補助金を創設するほか、先ほども申し上げましたが、一般的には民間事業者による美山地域への高度通信網への参入は見込むことができない中で、なるべく早く供用開始をしていただけるようにしてまいりたいと考えており、公共交通におきまして、現行の路線が少しでも減らないよう努めてきているところでもございます。

そうしたビハインドになりがちな部分を補完するような視点とは逆に、地域イベント

の支援、地域おこし協力隊等の配置なども施策として展開してきておりますが、何といっても、こうした北部地域の魅力は豊かな自然であり、美山のコテージ村等をコアとした人口の交流の増加に努めてきているところでございます。ただ、こうした地域の活性化は行政だけの力では大きな効果は見込めません。これまでも頑張ってきている地域の方々とともに、今後とも協働で地域の活性化を目指していきたいと考えております。

次に、3点目でございますが、空き家、空き地対策についてでございますが、空き家対策といたしましては、平成27年度に、それまで不明確であった山県市の空き家について、地方創生推進交付金を活用した空き家トリアージ事業について、1,081件の空き家の実態調査を完了いたしております。また、この年度には、空き家の利活用を促進するために空き家バンク制度を開始し、空き家を利用して、市外から移住する方に空き家の取得や改修についての補助制度を設け、特に北部地域の人口減少対策に配慮する政策を行ってまいりました。

また、平成28年度からは地域のNPO法人と連携をいたしまして、空き家バンクへの登録者数を加速化させる取り組みを行い、制度の開始当初は6件ほどであった登録数を、4年目の現在では合計68件にまで大きく増加させました。こうしたことによりまして、37件の空き家の利活用が進み、市外から48名の移住者を迎えることができました。山県市の人口は、転出者が転入者を大きく上回る転出超過傾向が続いていることから、今後移住定住対策として、空き家を有効に活用してまいり所存でございます。

次に、空き地の対策についてでございますが、近年、所有者不明の土地が大幅に増加しており、報道では、その面積が九州地方の面積に匹敵するとまで言われております。道路や公園などの公共施設用地の取得に支障が出るなど、社会問題化にもなっております。しかし、民有地であることから、行政ができることの限界があり、所有者の特定に限っても長い時間と多大なコストを要する結果となっております。また、地方から都市への人口移動を背景とした土地の所有者意識の希薄化等により、管理されない空き地や耕作されない農地などが今後も増加し、市民の良質な生活環境が脅かされる事態も予測されます。

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法は、本年の6月に公布された法律でございますが、公共事業の収用手続の円滑化や、知事が認める公益性のある福利増進事業について、地方公共団体等が利用権の設定が可能となるなど、社会問題化する所有者不明の土地対策に対応するものでございます。市民が安全で安心して暮らせることができる環境は、定住人口の維持には欠かすことのできない要因と考えておりますので、こうした法律を十分に理解した上で、危険な空き家や放置された空き地の解消に努めて

まいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） いろいろと北部地域支援策については、ただいま述べていただきましたように、それぞれの住民に浸透していない部分もありますので、どうか今後とも御協力のほどよろしく申し上げます。

最後に、いろいろと注文をつけた質問でしたが、市長の第3期目は人口減少とともに物質的な豊かさが減少していく中で、少しでも借金財政を克服し、次世代に少しでも負担を少なくするために、私たちの世代は今少しでも負担を背負い、少し我慢をすることも時には市民の皆さんにお願いしなくてはならないかと思えます。時代を担う若い世代から大きな夢、理想を掲げた社会に貢献していこうとする志の高い市民が大勢あらわれることを願い、薩摩隼人のDNAの血が流れる林市長には、第3期目にはその指針を市民に示してほしいと思えます。それでは、大いなる期待感を持って、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 以上で藤根圓六君の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で1時50分から再開いたします。

午後1時35分休憩

午後1時50分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 先ほどは、市長の3期目の出馬の表明、力強い市長選の御言葉をいただきまして、少しぴりっとした雰囲気でも私も聞かせていただきました。本日最後の質問になりますが、最後までどうかよろしく申し上げます。

それでは、1つ目の質問に入ります。

農林業の担い手について。

人口減少が急速に進展する中、あらゆる分野において担い手不足が叫ばれていますが、以前より担い手不足に悩まされてきた農業、林業の分野については、従事者の高齢化も手伝い、喫緊の課題であると感じています。

農林業の担い手不足は、産業としての衰退を招くだけではありません。本来、適正に管理され有効に活用されるべき農地や山林の荒廃は、景観の悪化や鳥獣害の増加、あるいは災害予防の観点など、あらゆる影響を生じさせます。そういった意味でも、農林業

の担い手は重要な位置を占めており、農林業が安定的に経営されることは、地域住民の生活を保障する上で極めて重要なことだと感じています。しかしながら、新規就農者の確保には、もうかることが見通せることが何よりも重要であり、もうかるブランドづくりに向けた取り組みの充実が不可欠であると考えています。

また、小規模な農業経営者が多い本市では、就農者個人が市場開拓を行うには大きな困難を伴うことが予想され、市にはブランドづくりとあわせて、率先して市場開拓を進めていただくことを期待するものであります。

さらに、本市のような中山間地域では、農業や林業、観光業などを複合的に経営できる人材を確保することも求められているのではないかと感じています。

そこで、農林畜産課長にお尋ねをします。

1つ目に、農林業の担い手確保に向けての取り組み状況と今後の方針について。

2点目に、農産物のもうかるブランドづくり、市場開拓に向けての取り組み状況と今後の方針について。

3点目に、農業や林業、観光業などを複合的に経営できる人材確保や、その仕組みづくりについてどういった考えをお持ちで、どのように取り組まれるのかお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1点目の農林業の担い手確保に向けての取り組みと今後の方針でございますが、まず、農業の担い手について、山口市では新規就農者の確保と既存営農者の維持の両面から担い手確保に取り組んでいます。

新規就農者に対しては、認定新規就農者への認定により適用される補助金等を活用し、農業経営の安定化や営農規模拡大をサポートする取り組みを行っています。

また、既存営農者に対しても、認定農業者に認定することで適用される補助金の活用による規模拡大への意欲向上、農地中間管理機構を通じた各営農者に合った農地の紹介による生産面積拡大と、それに伴う生産量増加。また、市内の畜産農家と連携し、その堆肥を使用することにより、化学肥料削減からの生産コストの圧縮、栄養豊富な堆肥を使用した土づくりによる農作物の生産量増加、品質向上を見込んだ取り組みを行っています。

今後は、新たな担い手確保の方法の1つとして、営農希望者を個人、法人問わず募集し、農地の集積やマッチング、営農希望者の生産希望作物に合った研修先等の提供など、営農希望者のニーズに合った情報提供とサポートができるよう情報収集に努め、選択肢の充実を図ります。

また、将来を担う子供たちに農業の大切さや農村の持つ多面的機能の大切さなどを理解してもらうよう、6月から11月の期間で、伊自良北小学校五、六年生を対象に、田んぼの学校として、県と共同し、生き物調査や環境学習を実施しております。担い手となるのは先の話になりますが、将来に向けての教育活動も担い手確保の重要な対策の1つだと考えます。

林業者の担い手確保といたしましては、既存林業者の維持、育成では、山県市内在住の林業事業体の1名が、現在岐阜県地域森林監理士の資格取得に向けて研修中です。地域森林監理士というのは、行政への支援や民有林経営の助言等を行う人材として、森林の管理及び経営に関する一定水準の知識、技術を有する者の資格で、資格取得後は山県市の林業を牽引する人材として期待しているところでございます。

新規の担い手確保対策としましては、平成17年度から岐阜農林事務所で行っております農林高校生林業就業促進事業に協力しております。これは、将来の森林づくりを担う若い人材を確保するため、林業に関する専門教育を受けている農林高校生を対象に、林業への関心を高め、就業を促進することを目的としております。毎年9月に、県立岐阜農林高校生1年生40名にみやまの森を会場として提供し、担当職員の派遣や会場準備を県、岐阜中央森林組合と共同で行っております。今後もこういった取り組みを継続することで、担い手確保を推進する考えです。

2点目の農産物のもうかるブランドづくり、市場開拓に向けての取り組み状況と今後の方針についてでございますが、山県市では、ニンニクのブランド化、大手食品会社とのコラボによるクリ、桑の木豆の市場開拓に取り組んできました。次の企画として、市内の3畜産農家の豚肉を利用した加工食品の商品化について現在協議中であります。

特産品のクリや桑の木豆については、販売先は確保されている状況ですが、生産量が追いついておらず、既存販売先への供給だけで手いっぱいとなっており、新たに市場を広げることが難しい状況となっております。まずは作り手を確保し、生産量の増加を図ることを第一に、その農産物の地盤を固め、それから加工品製造、流通、PRに取り組むべきだと考えます。

山県市が率先して新たな市場開拓を行うには、安定した供給量があることが前提となりますことは御理解いただきたいと存じます。もうかる農業は、生産者のアイデアとやる気、努力も必要な要素であり、そういった生産者からの相談に対しては、そのニーズに応えられるよう関係機関とも協力しながら取り組み、新たな山県市ブランドの確立を図ってまいります。

3点目の農業、林業、観光業を複合的にできる人材の確保につきましては、各分野の

仕事はそれぞれがマンパワーや専門知識、資金力等が必要のため、複合的に経営できる人材の確保についてはなかなか容易ではないと考えます。それより現在の仕事を核として、新たな分野に取り組もうとしている人材や、異業種との連携を図るような取り組みを支援したいと思います。

農林業で新たな分野の事業に取り組みたい人に対しては、関係機関と連携して積極的にマッチングを図ります。てんこもり農産物直売所と、大雅の観光イチゴ農園との連携事例や、大手食品会社と山県市産のクリや桑の木豆を使ってつくった混ぜ御飯の素の開発事業といった連携事例等、まずは現在のなりわいを核として異業種との連携を図る中で、もうかる仕組みが確立し、各人材が異業種に関心を持つことで複合的な経営能力を持つ人材が育っていくことを期待したいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 新たな担い手の確保について、希望者のニーズに合ったサポートに努めるなど、前向きな御答弁をいただきました。

農林畜産課長に再質問をいたします。

具体的に、クリや桑の木豆については市場開拓に取り組んでこられ、販売先は確保されている状況だが、生産量が追いついていない。まずは作り手を確保して、生産量の増加を図ることを第一にとの御答弁でありました。

確かにクリについては、クリ生産組合の集荷量はここ数年で十数トンということで、販売先からは、あれば幾らでも欲しいという声を聞いております。また、桑の木豆や伊自良大実柿についても生産者が少なく、同じような課題があるのではと感じております。

1つの事例を紹介いたします。高知県の四万十町というところでは、四万十川の中流域にありまして、ちょうど長良川の中流域がある山県市と同じような条件だと思えますが、しまんと地栗の産地で、ピーク時には約800トンとれたクリが、一時期は18トンまで減少したということがありました。お茶や野菜なども同様に生産量が足りない状況でした。そこで、加工品を生産販売している株式会社四万十ドラマと行政やJA、人材派遣会社、クリ生産組合、お茶生産組合がチームとなって、しまんとおちゃくり複合経営プロジェクトというものを始めました。これは、行政がクリの植樹と定住環境を整備し、人材派遣会社が人を集め、クリやお茶などの生産者が生産技術を指導し、四万十ドラマというところが商品開発や販売を行い、JAが原料の販売を担うというものです。農林中央公庫から捻出した農林水産業未来基金を活用して、複数の農業技術を働きながら学べる3年間の研修プログラムで、終了後には複合経営できる農家として独立するか、ま

たは企業や農家に就業することがプログラムのゴールということです。実際に、私も林業を個人で営んでおられる方が、あいた時間を使ってクリを栽培したいがどこかないでしょうかという相談を受けたことがあります。

そこで、1点目の質問は、山口市においてもある程度核となる分野がありつつも、各機関が連携して、地域ぐるみで複数の作物を生産して複合経営できるような人材を育成する仕組みづくりを期待したいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、2点目は少し違う角度からの質問になりますが、最近よく耳にするのは、スマート農業を導入することによって農業が職業として魅力あるものとなり、担い手確保が期待できるのではないかと考えております。

スマート農業とは、AIやロボットなどの技術を導入して、労力の軽減や農作物の品質を高めることが可能になるものであります。例えば、GPSを使って無人走行で耕すトラクターや、ドローンを活用した生育状況の把握、また、栽培データに基づいた作業管理ができるシステム、腰が痛まないようにするアシストスーツの着用などが位置づけられております。

農水省では、平成25年にスマート農業の実現に向けた研究会を立ち上げ、農業が抱えるさまざまな課題の解決や農業の成長産業化を図ろうと検討が進められ、平成31年度から、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の普及に向けて全国50カ所にスマート実証農場を整備して、大規模な実証試験を始めると表明しました。また、それに関連する予算として、スマート農業加速化実証プロジェクト事業として、平成31年度予算の概算要求の中に50億円が盛り込まれました。

岐阜県では、本年8月に岐阜県スマート農業推進検討会が設立され、平成31年度から5カ年の計画で、岐阜県スマート農業推進計画をスタートさせるということで計画づくりが進められているところであります。

こうして、まさにこれから広がり期待できるスマート農業ですが、まだまだ途についたばかりで、実際のところは経費に見合った効果が期待できるのかどうかなど、わからない面もあるかと思われれます。しかしながら、担い手の確保や生産性の向上を図るためには、ICTを活用したスマート農業がこれからの農業に必要なことで、全国に先駆けて取り組んでいただきたいと思います。このようなスマート農業の取り組みについてのお考えを、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問1点目にお答えいたします。

ある程度核となる分野をもとに、各機関が連携して地域ぐるみで複数の作物を生産す

るという点から、山口市での一例を御紹介申し上げます。

ある農事組合法人では、現在、地域内の水稲作付に向いていない休耕田等を利用し、ソバの栽培を開始いたしました。これは、昨年度からの取り組みであります。収穫したものは地元の直売所などへ供給が始まっております。作付面積も年々拡大していく計画で、生産量増加にも意欲的であります。さらに、今後の展開として、古民家の空き家等を利用し、主軸であるお米とソバを活用した飲食店の経営も視野に入れておられます。地区内で生産するソバや米を軸に、地域の人々が生産した野菜や、地域の猟師がさばくジビエ肉もメニューに加え、地元婦人会を中心とした人材が調理し提供する、まさに地域ぐるみでの複数の分野が協力して、この地域の各種食材を提供できる仕組みを目指してみえます。

この計画実現のため、つい先日協議会が立ち上がりました。その中に県、市、JAもオブザーバー的にかかわっております。地元についてより深く知ってもらい、触れ合う機会をふやすことで、営農者や地区のお年寄りだけではなく、地元の子供たちにも農業に興味を持ってもらい、地元愛を深められるようになると思います。ひいては、次の担い手づくりにもつながり、この取り組みがうまく回ればもうかる仕組みも確立するのではないかと考えております。

動き出したばかりの取り組みですが、このような取り組みも現在行われていることとして御紹介させていただきましたが、今後はこの取り組みを成功させるため、地域と県やJA等の関係機関と連携して支援し、また、この取り組みを参考にして、他の地区でも地域全体を巻き込んだ作物生産、人材育成による地域活性を図りたいと考えます。

2点目の御質問にお答えします。

ただいまスマート農業に関しては、岐阜農林事務所協力のもと、情報収集を行っております。現在の農家が抱えている人材不足、担い手の技術不足などの問題を解決するためには、ドローンや無人農機、熟練農家のノウハウのデータ化や移転等、AIやICTといった先端技術を活用することは有効であると考えています。また、現にスマート農業導入に意欲的に計画されている市内法人もございます。

今後も中山間地域にマッチする技術の情報収集を行い、スマート農業に取り組む農家のサポートをしていきたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま具体的な取り組み事例を挙げて、サポートするとの前向きな御答弁をいただきました。

最初の質問の御答弁ですが、具体的にクリや桑の木豆については、販売先は確保されているとのことでしたが、ある農産物を加工した商品は、販売先を見つけるのに困っているとの話を聞いております。農産物に限らず小規模事業者は、商品をつくることはできますが、販売先を見つけることまではなかなか手が回らないという声を聞いております。

ところで、ことしの10月に、山県ならではのたくみの知恵とわざが結集した優良な山県産品を、岐阜・やまがた逸品として認定をされました。これは26品目が認定され、認定マークをつけて、ほかの商品と差別化をして優先的にPRをしていくとのことです。現在は十六銀行高富支店に展示コーナーが設けられており、商品を認知してもらい、商品価値を高める機会になっていると感じています。この中にも、幾つか農産物やその加工品なども含まれておりますが、こうしたすぐれた商品の販路を開拓することで、今まで以上の収益を引き出すことが期待できる場所です。安定した販路があり、もうけることによって、新たな商品開発を行う意欲や担い手の確保にもつながると思われ

ます。

そこで、まちづくり企業支援課長にお尋ねをします。

現在、取り組まれている岐阜・やまがた逸品として認定した商品を今後どのようにPR展開し、販路拡大や市場開拓に向けて取り組んでいかれるのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再々質問にお答えします。

岐阜・やまがた逸品認定事業は、山県市商工会と山県市観光協会が共同で本年度初めて創設した事業で、山県市はこれを後援するものでございます。

これまでには、山県市観光協会が主催した会員向けの山県市推奨土産品認定制度がございましたが、これからの交流人口の増加に向けた市の施策を反映させるため、より多くの地域産品を発掘したいと考え、市内の誰もが応募できる制度として考えていただきました。

PR方法についてでございますが、当初ふるさと栗まつりで展示を考えておりましたが、あいにく中止となりましたので、庁舎のロビー展示を行い、また、健康・介護フェスタでの紹介を経て、現在は市内銀行のフロア展示を行っております。

今後も主催者側と協議を行いながら、市内外へPRする方策を考えてまいりたいと思っております。また、さらなる逸品の追加募集も検討していきたいというふうで、逸品の量の拡大にも努めてまいりたいと考えております。

販路の拡大についてでございますが、出品事業者の多くが小規模事業者であることは

間違いございません。そのため、販路については確立されていないのが現状です。山県市商工会は、経営発達支援計画を来年から2年間延長し、平成31年度からは特に販路拡大を目標に掲げ事業を行うこととしています。

今後は、商工会のこうした施策を活用させていただき、また、観光協会やその他の関係機関と連携して販路拡大に取り組みたいと考えております。

この逸品事業はまだまだ始まったばかりでございまして、販路拡大までには至ってございませんが、この中から売れる商品が生まれ、また、その材料を供給する農林事業者の方々にも経営の拡大や担い手への対策となればというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君、質問を変えてください。

○2番（加藤裕章君） 続きまして、2点目に、地域防災力の強化について質問いたします。

本年は、西日本豪雨災害や北海道の東部地震など、全国各地で多くの災害が発生しました。山県市では、特に9月に発生した台風21号により、道路決壊や倒木、数日間にわたる停電などの被害がありました。台風接近や豪雨により、たびたび避難勧告が発令され、市内3カ所に開設された避難所は延べ15回に及びました。しかし、いずれの避難所も避難された方は数名ほどであったと聞いています。避難所までが遠いということが一因かと思われそうですが、自分は大丈夫だという思い込みが、避難行動に結びつかないことも一因と考えられます。そこで、今回の質問では、いかに一人一人の防災意識を向上し、地域防災力の向上につなげていくかについて、市の考えをお聞きします。

東日本大震災では、多くの生徒が犠牲になった大川小学校の悲劇、また一方、小中学生のほぼ全員が無事に避難した、釜石の奇跡と言われている事例がありますが、この2つの出来事の悲劇と奇跡の分かれ道はどこにあったのか。大川小学校では、裏山に避難せず、小学校が避難所に指定されていたこともあり、河川に近い三角地帯に避難しました。一方、釜石では、ハザードマップの想定にとらわれず、中学生が率先して高台に避難行動をしました。人はどうしても周りの人の行動を見ながら自分の行動を決めてしまいがちですが、自分で判断して行動できるようになれという片田教授の熱心な防災教育の成果であったと言われております。命を守る上で大切なことは、一人一人の防災意識を高めることだと改めて感じます。

さきの11月18日に開催された青少年育成推進大会・PTA連合会研究大会で、伊自良中学校の生徒が発表されました。中学校での命を守る訓練から学び、山県市で開催された防災リーダー育成講座に参加して防災士資格を取得したことがきっかけとなり、岐阜

県PTA連合会が主催した東日本大震災の被災地に学ぶ交流活動に応募し、8月に3日間参加されました。石巻などの被災地で見聞きしたことから、中学生が家庭や学校でできること、地域で行うことの提言を整理して発表されました。防災士資格を取得するだけでなく、みずからの意思で行動し、自分の考えを発表され、私たち大人も学ぶことがあると感じました。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねをします。

1点目は、防災リーダー育成講座は昨年まで2年間開催され、防災士の資格を89名の方が取得したと聞いておりますが、今年度は開催されませんでした。せっかくこの中学生のように、防災士の資格を取得し、防災に関する機運が高まりつつあるので、防災リーダーを育成する研修を開催したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。ただし、過去に開催されたような講座は時間数も多く、中学生にはハードルが高いので、もう少し簡易的なものでいいのではという声も聞いております。例えば、短期の講習で、山県市独自の防災リーダー証を発行するなど、開催方法の工夫は必要かもしれません。

また、防災リーダーは育成するだけではなくて、平常時においても効果的に動いていただくことが重要です。例えば、地域の防災訓練や小中学校で行われている防災教育の現場において、講師として指導していただくなど、活躍の環境づくりに努めていただきたいと思います。防災リーダーを育成する研修の開催と、既に防災士の資格を取得された防災リーダーの活躍の環境づくりについてのお考えをお尋ねします。

2点目は、防災意識を高めるには、自主防災組織ごとの自主防災活動を活発化することが必要です。本年第3回定例会においても、先輩議員の質問に対する答弁で、防災訓練を実施される積極的な組織と、全く実施されない消極的な組織があるとのことでした。実際に、昨年度防災訓練を実施された自主防災組織は幾つあったのかをお尋ねします。

3点目には、ある自主防災組織では、防災訓練を実施したいと考えているが、市から避難所運営や避難訓練などの指針が示されていないので、どのように動いていいのかわからないという声も聞いております。山間部と町なかでは違いがあるかと思いますが、ある程度の指針を示していただき、それをもとに組織でアレンジして防災訓練ができるように努めていただきたいと思います。自主防災組織の防災訓練の必要性をどのように伝え、実施に向けて進めていかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の防災リーダー養成講座につきましては、昨年度までの2年間で2回開催し、93名の方が受講され、うち89名が防災士の資格を取得されました。その中には、

山口市で初めての中学生の防災士が6名誕生しており、若年層にも高い防災意識を持つ方がおられることを大変うれしく、また頼もしく感じております。

この講座は防災士の取得を目指したものであり、通常4日間の受講が必要となるため、受講を希望されても日程調整が難しいことを理由に諦めた方もおられたと聞いており、さらに講義時間も長いため受講のハードルは高くなってまいりました。

防災リーダーの養成に関しましては、防災士の取得を目的とせず、防災の基礎的な知識を身につけ、災害時等に地域の防災リーダーとして活躍していただける人の育成を目指した、2日間程度の研修を実施している自治体もあるため、そういった事例を参考に山口市における必要性や実施方法などについて検討してまいります。

次に、防災士の資格を既に取得された方の活躍に向けた環境づくりについてですが、市内の防災士の方に御活躍いただくためには、資格取得理由がさまざまであるため、最初に御意向を確認させていただく必要がございます。市民の防災力や防災意識の向上に関する御協力の可否や、活動の範囲、具体的にどのような活動を希望されるのかなどについて、アンケートや意見交換など、まずは御意向の確認方法などについて検討してまいります。その後、御協力いただける防災士の方につきましては、連絡網等のネットワークを構築させていただくなど、市職員との情報共有や意見聴取などを密にし、防災士の知識を生かした具体的な活動などをお願いしたいと考えております。

また、防災士の方のスキルアップにつながるような事業、例えば防災に関する最新情報を学んでいただくような講習会や、実際の被災地支援経験者の方の講演会の開催などについても、県や日本防災士機構などの関係機関と連絡調整を行い、検討してまいります。

次に、2点目の御質問ですが、市が把握している範囲では、昨年度防災訓練を行った自主防災組織は21あり、906名の方が参加されました。そのほか、山口市総合ボランティアサポートセンターが防災活動に熱心に取り組んでおられ、自主防災組織などから依頼を受け、災害図上訓練や防災講座などのほか、子供を対象とした防災ゲームも実施されており、昨年度は14の自主防災組織の訓練に参加されております。

自主防災組織の訓練には、市職員が講師となって講演させていただくほか、消費期限が近くなった保存食の提供や、防災訓練の費用に対する補助により支援しているところがございますが、保存食の提供依頼は多い反面、補助申請は少なく、昨年度は2つの自主防災組織と山口市総合ボランティアサポートセンターの3団体のみであり、今年度も2団体のみ申請となっております。近年多発する災害により、市民の防災意識は高まりつつありますが、自主防災組織による防災訓練の実施状況については、組織間の差が

少なくない状況でございます。

最後に、3点目の御質問ですが、大規模な災害が発生した場合、市民の方の被災状況はさまざまであるため、行政の対応が出来る可能性が高く、市民の協力は不可欠となりますので、市民の方に自助共助の意識を高めていただくことは喫緊の課題となっております。

災害時の被害を減らすためには、自助及び共助が非常に重要であり、災害発生時だけでなく普段からの助け合いや共同作業が重要となります。そのためにも自主防災組織の訓練は重要であり、消極的な自主防災組織に対しては自治会連合会長会議や各地区の自治会長会議、総合防災訓練などさまざまな機会を捉え、その重要性を伝えていきたいと考えております。

また、自主防災組織における訓練では、災害図上訓練や避難訓練、防災情報の確認方法の習得などを通して、自分たちが住んでいる地区の特性や危険箇所を把握することができます。このことは、市民の方が自身の避難や地区の要配慮避難者への支援などの必要性を判断するときに役立ち、避難勧告などの行政からの情報に頼らず、みずからの判断による迅速な避難行動につながります。

今後も引き続き防災訓練の必要性を理解していただけるよう、その重要性をお伝えしていくとともに、より効果的な訓練を実施していただけるよう、活用しやすい補助制度や避難所運営に関するマニュアルの見直しなど、市の支援方法について検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま防災リーダーの養成やスキルアップにつながるような事業を検討されるとのことで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

また、自主防災組織の訓練は重要との認識で、さまざまな機会にその重要性を伝えることや、避難所運営に関するマニュアルの見直しを検討するとの御答弁をいただきました。ぜひ、避難所運営に関するマニュアルについては早い段階で見直しをされ、各自主防災組織に示していただきたいと思います。また、備蓄倉庫に何が保管されているのかわからないという声も聞いております。このあたりも、防災訓練やさまざまな機会を通じて伝えていただきたいと思います。

次に、防災情報の伝達方法の観点で再質問をいたします。

さきの7月豪雨の際には、岐阜県内で広範囲かつ長期にわたる記録的な大雨となり、関市の津保川では氾濫による被害が発生しました。県では、検証委員会を設置して検証

結果をまとめられました。その結果によると、避難情報の発令エリアが広い場合は避難行動につながらない傾向があることがわかりました。避難率を見ますと、避難勧告の発令エリアが市町村全域の場合は0.16%、旧町村単位の場合は0.59%、地区別単位の場合は2.16%でした。地区別単位でもかなり低い数字ではありますが、ちなみに、最も避難率が高かったのは本巢市の19.25%でした。例えば、山口市全域よりも高富地区、さらには大桑地区のように、発令エリアを限定するほうが避難率が高くなるということです。このことから、県は気象庁に気象情報の発表エリアの見直しを要望するとともに、市町村には、ハザードマップや水害危険情報図などをもとに、発令エリアのきめ細やかな設定を要請する方針とのことです。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねします。

山口市における、避難情報発令エリアの現状と県の方針を踏まえて、今後の避難情報発令エリアの設定についてのお考えをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 再質問にお答えします。

山口市における避難情報の発令エリアの現状につきましては、まず、水害では鳥羽川、伊自良川、武儀川の3河川の流域に設定されております浸水想定区域を踏まえ、水位計の情報や気象情報などを参考に、エリアを限定した避難情報の発令に努めております。

また、土砂災害につきましては、現在1キロメッシュで土砂災害警戒情報が提供されておりますので、平成30年7月豪雨の際には、避難勧告を北山及び葛原地区に限定して発令したところでございます。

次に、今後の避難情報発令エリアの設定につきましては、現在県では、平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえたさまざまな課題に対し、市町村と連携して各種対策を推進していく方針でございまして、避難情報発令エリアの細分化はその対策の1つとなっております。これは、議員御指摘のとおり、市町村全域や旧町村単位など、避難情報の発令エリアが広い場合、住民一人一人がみずからのこととして災害リスクを認識できず、避難行動につながらない傾向があることを考慮し、その対策として、狭いエリアとなる地区単位で避難情報を発令することとさせていただきます。

地区単位の避難情報の発令には、より詳細な気象情報などが必要となりますが、県は多様な地形や気象特性を有する市町村については、これに応じた気象情報を発表していただくよう気象庁に要望される予定であり、今後山口市においても気象情報の発表エリアが見直されることとなれば、精度の高い情報を把握できるため、より適切な避難情報の発令が可能になると考えております。

また、現在県において、市内の中小河川を含めた水害危険情報図の作成が進められているとともに、ことしの秋には、神崎川、柿野川、新川、しびり川の4河川にも水位計を設置していただきましたので、今後はそれらの情報を積極的に収集し、市民の皆様の迅速かつ的確な避難行動につながるよう、エリアを限定した避難情報の発令に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 今後も県の情報等を収集していただき、積極的な避難情報発令についても努めていただくということでありますので、よろしく願いいたします。

再々質問を最後に、学校における防災教育の取り組みについてお尋ねをします。

先ほど紹介させていただきましたが、伊自良中学校の生徒の発表は、今までの防災教育の取り組みの成果ではないかと思われまます。中学生は地域防災の担い手として、支援される側ではなく、支援する側で十分に活動してもらえないか感じております。昨年、第3回の定例会において、地域と連携した防災教育の取り組みについてお尋ねをしたところ、中学生も地域防災の担い手として育てていく必要がある、学校運営協議会や自治会などへの働きかけを通じて、地域ぐるみの防災教育を進めてまいりたいとの御答弁でありました。

そこで、地域ぐるみの防災教育をどのように取り組んでおられるのか、教育長にお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再々質問の地域ぐるみの防災教育の取り組みについて、特徴的な取り組みをお答えいたします。

1つ目の取り組みは、去る10月に行われました市の総合防災訓練に伊自良地域の3小中学校が学校ぐるみで参加したことです。これまでも、小中学生が自治会の一員として参加することはありましたが、学校として学校ぐるみで訓練に主体的に参加したのは初めてです。3校の校長が何度となく総務課と打ち合わせをし、本番を迎えました。これは、児童・生徒が地域の一員として役割を持ち、地域防災の担い手としてなっていくことは大切だという考えから出たものです。

今後も総合防災訓練などの機会を活用して、より積極的に地域防災に参画できるよう取り組んでまいります。

2つ目の特徴的な取り組みとして、伊自良地域と高富地域では、学校運営協議会が中心となって小中合同の引き渡し訓練を実施しています。ここで大切なことは、学校の協

議会が中心になっていただくことにより、訓練が学校の活動から地域ぐるみの活動になっていくことです。地域の力を発揮していただくことにより、効率のよい引き渡しも可能になってくるかと思われまます。そのほかに、これまでの避難訓練を、自分たちが主体的に動く避難所訓練に変えていく、そういう取り組みも行われています。今後とも、地域とともに進める防災教育の推進について尽力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

あす18日に予定をしております一般質問は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2 時35分散会

平成30年12月18日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成30年第4回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 12月18日(火曜日)

○議事日程 第4号 平成30年12月18日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	伊藤正夫君	理事兼 総務課長	渡邊佳宏君
理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	理事兼 企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	安川英明君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君

まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	長 野 裕 君
学校教育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事務局 長	竹 村 勇 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、17日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位7番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） それでは、発言の許可を得ましたので、1点、学校教育課長にお尋ねをいたします。

ランドセル、かばんの負担の軽減策について。

小学生のランドセルや中学生のかばんが大変に重く、過重な負担となっているという社会問題になっております。登校中や下校中の小中学生の何人かは真っすぐな姿勢で歩いているという、そういう方がいらっしやいまして、あれは、私が調べたら正常な成長には悪いんだというふうにおっしゃって、1回教育委員会にも聞いてくれんかというお話がございましたので、取り上げさせていただきました。

小学生のランドセルと中身の重さの平均は6.6キロ、中学生では10キロというデータが出ておりました。実際はもっと重いのではないかなというふうに見ております。先般、他市で家への持ち帰りの資料や道具を最小限にして、ほかは学校に置いていくという置き勉を始めたというニュースが民放で流れておりました。これ、14日の金曜日の新聞ですけど、これぐらい大きく出ておりました、まるっと！ぎふでも先週やっておりました。

社会問題になっているということはそういう背景があるというふうに思っております。ちょっと一部読みますと、小中学生の通学路の荷物が重過ぎると指摘されている問題で、県内の小中学校がこれまで禁止していた教材を学校に置いたままにする置き勉を認める方針に転換する動きが広がっていると。重い荷物は教科書のページ数がふえていることなどが原因。ひどいと腰痛の原因にもなり、専門家は体重の15%以下を推奨している。文部科学省は、9月に各都道府県教育委員会などに重さや量に配慮するよう通知した。現在、県内の全ての学校が改善に向けて取り組んでいる。ある学校では、生徒の実態を調べるために、10月に5日間にわたり延べ832人のかばんの重さの平均を調べたところ、平均体重の15%に当たる、15%まではいいということですので、15%に当たる7.27キロを下回る日は1日もなかったと。最も重い人は13キロだったというふうに掲載されてお

ります。

そこで、山県市の現状について、3点お伺いをいたします。

1点目、各校で過重負担を減らす取り組みはどのように行われているか。

2つ目、持ち帰りしなくてよい資料や道具類があれば、保管はどのようにしているか。

3番、今後の指導の方向として、軽いランドセルやかばんへの変更もあるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の、各校で過重負担を減らす取り組みについてでございますが、まず、学校教育課からこの9月に、児童・生徒の携行品にかかわる配慮についてという文書を市内小中学校に通知いたしました。内容につきましては、授業で用いる教科書や教材、学用品や体育用品などが過重となって身体の健全な発達に影響を与えないよう、重さや量を軽減するための対応の具体例を示し、従来の取り組みをいま一度見直し、改善を促すというものでございます。

各校の主な取り組みといたしましては、学校の机やロッカーの中、指定された場所に置いて帰ってよいものを指定し、認めている。

始業式後や終業式前の荷物の多い時期は、数日に分けて持ち運んだり、特に大きなものについては、保護者の協力を依頼したりしている。

かばんの中や筆箱の中等に必要なもののみ入れるよう指導している。

日ごろから学校に置くことを認めるものや学期末に持ち帰るものについて、学校の通信、入学説明会、懇談会などで保護者に周知をしている等でございます。

2点目の、持ち帰りしなくてもよい資料や道具類の保管の実情についてお答えいたします。

小学校では、置いて帰ってよいものとして鍵盤ハーモニカや書道道具、絵の具セット、算数セット、裁縫道具等の道具類や教科の資料集や副教材、常に使用することがなかったり家庭学習には必要なかったりといった教科書やノート、ワークシート、給食の白衣、体育館シューズ等がございます。学校によって置き場は異なりますが、個人のロッカーや共用の棚、特別教室の棚などにルールを決め、また、使い勝手も考慮し、保管をしております。

また、中学校では、このほかにジャージや部活動用品を部活動等のないときは教室のロッカーや部室等に保管している状況がございます。

3点目の、今後の軽いランドセルやかばんへの変更の方向でございますが、これまでランドセルや中学校かばんそのものについての御意見は市内学校にはございません。しかし、児童・生徒の健康や安全を第一と考えるので、児童・生徒の携行品にかかわることに配慮、推進しつつ、保護者の声や児童・生徒にとって健康や安全面の課題など、通学かばんについての実態を主体的に見詰め、PTA等関係者と連携して検討を進めたいと考えております。

これからも、各学校の改善状況を把握し、適切な配慮ができるよう指導や指針を示してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再質問を2点いたします。

それぞれの学校で、それぞれの学校に即して軽量化を図るとするのは非常にいいことだと思います。この間も民放のニュースを見ておりましたら、解説者がこうしてついておるでしょう、民放は、ニュースをした後に。名古屋市だったと思いますけど、各学校にそれぞれの学校の実情に応じて軽量化を図るよという通知文を出したということで、これは大変いいことですよ。やっぱり学校はそれぞれ置く場所も違っているし、それから人数も違っているし、そういったものを配慮するという事は非常にいいことだと言っていましたので、私は学校ごとにその問題に取り組むということは非常にいいことだというふうに受けとめます。

1点目の再質問は、これ、直接関係あるかどうかわからないんですけど、私が子供たちを朝、立って見ていると、自転車の前にかごがついていますね。その中にかばんを乗せて、そしてその上にスポーツ用具などを乗せて来る子が、通っている子がいます。それは私の校区だけではなくて、この間、高富中学校の生徒がずーっと南へ大勢帰っていくところを見ておりましたら、後ろのほうから自転車でふらふらふら来る子を見て、何や、ふらふら来るなと思って見ておりましたら、やっぱり同じこと、前にかばんと体育道具か何かを入れて、そしてそこを追い抜いていくものですから非常に危なかったんですけど、この際ですからぜひ、じゃ、かばんはきちんと背負っていくということと、ほかの道具はどういうふうに扱うかということもあわせて考えていくということが大事ではないかなというふうに子供を見ながら思っております。けさは自転車を付けてその子はずーっと来ましたが、背負っておりましたけど、女の子が。しかし大きい。見ただけで、とてもこれ、10キロ以上あるなと思って見ていましたけど、そういう自転車で通う子の配慮も必要だというふうに1点目思いますが、いかがですかということ。

2点目は、かばんがこういうふうの問題になってくると、業者はいろんなかばんをつくってくると思うんですね。情報をちょっと調べますと、中学生用のかばんというのは、先ほど言いましたように岐阜市の学校とも同じですわ、山県市の学校。同じかばんを使っていますけど、統一のかばんがいいよという保護者もいます。半分ぐらいいます。しかし、もっと自由にしたらどうやという親もありますので、そういった面で言うと、黄色っぽいこういうかばんをこの間見たんですけど、なかなか雨にも強くて軽いかばんだよということを書いてありましたけど、これから特にランドセルを含めたものは、上質なものを買おうと思うと値段は高いし重いんですね、間違いなく重い。私、比較しましたがけど、ものすごく重い。だから、親さんにも1回そういうことが問題で子供の健全な成長には障がいが出ることもありますよという話をすれば親も考えると思いますので、ぜひそういう取り組みを時間をかけてやってほしいと思う。大体3年生までで1回で変えようと思っても最低3年は要るわけですからね。買った人が3年使うわけですから。中には、兄弟姉妹少なくなっても兄弟で使うとか、親戚のものをもらってくるとかいろいろありますので、やっぱり共通にこのかばんというのは非常に、二宮尊徳と違って、もうそういう時代が違ってきて、正常に成長するためにはどのくらいのかばんが必要かと。先ほどもありましたように、自分の体重の15%までというふうに科学的なデータも出ているわけですので、ぜひそういうお話をしていただけて進めていただけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

1点目の、持ち物の量や重さと通学の安全につきましてお答えします。

現在、中学生の自転車通学者につきましては、安全の配慮としまして、原則、生徒手帳等には前かごに重いかばんなどは入れない、荷台に通学かばんなどは結わえるか、または両肩に背負って自転車通学することをどの中学校も指導しております。

小中学生の徒歩通学者に関しましては、とっさの際に手がつけるよう、通学時にはできる限り手があくようにかばんのかけ方や携行品の持ち方等、指導しております。また、小学校によっては、新1年生に対して入学説明会などでランドセルの背負い方、片付け方などを先輩の小学生が実演をしながら教えるといった体験学習会等も開催しております。

このような取り組みを進めておりますが、通学時の安全につきましては、この機会に再度注意喚起、具体的な安全配慮事項を洗い出し、指導、助言を進めていきたいと考えております。

2点目の通学かばんの柔軟な対応についてお答えします。

議員のおっしゃられるとおり、近年、ランドセルや背負いかばんにつきましては、色、形、重さ、体へのフィット感等、さまざまに進化しております。新1年生の入学説明会資料を見ますと、例えば、以前はランドセルという単純な表記でございましたが、最近はその色や形などの指定はありませんなどと付加されている等、かなり以前より選択の幅が広がってきております。健やかな成長と安全を願い、子供にとってよりよい通学かばんを保護者が選択等できるよう、情報提供とともに柔軟な対応を進めていきたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○11番（上野欣也君） 終わります。

○議長（石神 真君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位8番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、一般質問の通告書に沿って質問をしたいと思います。

まず第1番目、秋の公共交通実証実験の結果と今後の対応について、理事兼企画財政課長にお伺いをいたします。

私は議員になる前から、山県市全域にデマンドバスをと身近な高齢者の悩みを解決する公共交通の実現を求めてきました。今回の公共交通の実証実験は、仮称高富インターの開通を1年半前に控える中、現実的な検討に踏み込んだという点で意義があるものだと思います。

実際にやってみてわかることが多くあったと思います。私も全ての路線に試乗してみましたが、岐阜大学病院行きの直行便では、岐阜市内への乗り継ぎバスが目の前で発車をすると、運転手さんが慌てて市バスに駆け寄ってくださって、何とか皆さんで乗り継ぐことができました。このバスは10時8分発になっていましたが、10時発なら余裕があるなというようなこともありました。

また、実際に高齢者の方が利用される場合に、乗り降りの時間がかかる、病人の方ならなおさらということもわかりました。

美山地域のデマンド型ワゴンでは、従来から電話は面倒だというふうに言われていましたが、200名を超える登録者からは、ちっとも面倒なんかないよというお話でした。美山では11月からもぜひ続けてほしいとも言われました。なるべく遠い場所から乗られたところ、石田町だとか東野台、そういうところ、地域に私、実際に行って、その地域の人のお話も聞いてきました。

そこで、第1点目、10月の美山全域におけるデマンド型ワゴンの展開、11月の旧高富のハーバスのない地域を巡回する5路線の定時定路線ワゴン、また、平和堂から岐阜大学附属病院へのマイクロバス直行便について、それぞれの利用実績及び利用の特徴について、現時点での評価をお尋ねいたします。

2点目に、利用実績や特徴を分析し、今後の運行形態や路線などの再編計画にどのように結びつけていくのか、また、その検討スケジュールについてお尋ねをいたします。

3点目に、今回の実証実験を受けて、来年夏前までに再度の実証実験を行うのかどうか。実施する場合は、主な改善点や調査したい点、市民の声をどのように集約するか、市民への告知の改善点などについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

まず冒頭、10月と11月に実施いたしました公共交通の実証実験におきましては、それぞれわずか1カ月間の実験であったにもかかわらず、多くの方々に御利用いただきましたことを感謝申し上げます。なお、今も運行しておりますこの間の路線への影響を見ますと、現時点では大きな変動はないと見受けられますので、この2カ月間の利用者はふだんよりも多くお出かけいただいたという方か、もしくは新たな利用者がふえたということになります。

そこで、1点目の利用実績について、現時点での集計値をお答えいたします。

まず、10月に22日間実施いたしましたデマンド型交通についてでございますが、3方面へのルートで、それぞれ1日10便の運行可能、10便を予定するということですね。つまり全便運行された場合には660便の運行があるということで実施をいたしました。結果的に、実際に運行したのは189便ということで、28.6%の運行率となりました。

なお、この運行は事前登録制としており、事前に登録いただいた方は160人で、そのうち実際御利用いただいた方の延べ人数は640人でありまして、1便当たりの乗車人員は約3.4人となっております。このうち最も利用が多かった時間帯は、平和堂行きのほうでは9時40分発の第2便、次が8時発の第1便、美山行きでは12時10分発の第3便、次いで14時50分発の第4便となっております。ちなみに、全10便の中でこの4つの便が占める割合はおよそ4分の3を占めております。

また、最も利用が多かった地区につきましては、乾地区が77人、次いで桜尾地区が68人、北武芸地区が51人、葛原地区46人となっております。なお、降車場所としましては、約4分の3が平和堂の高富店でおりられておられます。

次に、11月に22日間実施いたしました市街地巡回線と岐阜大学病院路線について御説

明申し上げます。

まず、市街地巡回線についてでございますが、こちらは5つのルートで、延べ352便運行いたしました。ちなみに、1人もこのうち利用されなかったのは125便ということですので、空便率というか乗らなかった率は35.5%となっております。

御利用いただいた利用者は延べで730人程度でありますので、1便当たりの乗車人員は約2.1人となっております。こちらは10人乗りのワゴン車で運行したため、乗車人員は9人までであり、中には満車で乗れなかったケースも若干ありました。

この5つのルートのうち、最も利用が多かった時間帯は10時発と14時発、次いで15時発と11時発となっております。利用が多かったルートとしましては、高富地区を巡回する南東ルートですが、こちらを押しなべて、平均して約4人の利用者があったということで、こちらで利用されなかった便の率、全便のうちの13.9%は利用されなかったということになります。

次に多かったのが主に東深瀬を走行しました北東ルートで、こちらを利用されなかったという、誰も乗られなかった便の率は約18.8%、逆に言えば8割以上は乗っていらっしやったということです。

逆に、利用が少なかったのは主に佐賀一高木地区を走行いたしました南西ルートで、こちらで利用されなかった便の率は58.3%ということなので、半分以上は誰も利用されなかったということになります。

次に利用が少なかったのは、主に西深瀬を走行した西ルートで、こちらの利用されなかった率は50%、半々ぐらいです。なお、これらのルートでは、利用が少なかったルート、こちらでは約1人の利用者、1便当たり1人の利用者であったということになります。

また、全部で今般61カ所乗降場所を設けましたが、一度の利用もなかった場所は61カ所のうち5カ所で、乗降者数が一番多かったのは平和堂、次いで岐北厚生病院、イオンビッグ、石田町、蛍ヶ丘となっております。ただ、それぞれ乗降回数は乗降場所によって異なりますので、乗降者数をこの乗降回数があったやつで割った乗降密度で申し上げますと、こちらでも一番乗降密度が多かったのは平和堂、次いで石田町、蛍ヶ丘、向イ東、旭ヶ丘というふうになっております。ちなみに、平和堂での乗降者数は延べ479人で、ただし乗降回数が352回ございましたので、1便当たり平均して1.4人の方の乗降者があったということになります。

最後に、岐阜大学病院路線についてでございますが、こちらは1日6往復、延べ264便をマイクロバスにて運行いたしました。御利用いただいた利用者は772人となりまして、

1 便当たりの乗車人員は約2.9人となっております。

最も利用が多かった時間帯は、岐阜大学病院行きのほうでは6時55分発の、すなわち1便ですが、その次が次いで10時8分発の第3便、その次が8時30分発の第2便となっております。ちなみに、この第1便の利用者は133人でございますので、1便当たりの乗車人員、このときは約6人となっております。

逆に、戻ってくるほう、平和堂行きで最も利用が多かった時間帯は15時20分発の第6便、次いで12時36分発の第4便、次いで13時58分発の第5便というふうになっております。ちなみに、この6便の利用者は95人でありまして、1便当たりの乗車人員は約4.3人となっております。

乗降場所としましては、岐阜大学病院が最も多く、次いで平和堂、市役所、伊自良支所の順となっております。

なお、このうち学生利用についてでございますが、利用者が約83人でありまして、延べですが1日当たりの乗車人員は約3.8人となっております。ちなみに、この学生には、高校生に限らず大学生も含まれておりますが、多くは伊自良地域の高校生の方であると認識いたしております。

以上を踏まえての評価ということでございますが、車中にはがきを置いておきまして、はがきによる御意見が今のところ32名の方からいただいております。その内容の多くは、これを続けてほしいというものでございますが、中には、一定の料金を支払ってもいいからというような御意見とか、乗降場所をもっとふやしてほしいとか、ルートを拡張してほしいとか、便数をふやしてほしいといったような御意見もございます。

現時点で明確に評価することは差し控えたいとは存じますが、少なくとも、当初想像していたよりは多くの方に御利用いただきましたし、多くの市民の方々に公共交通について考えていただける機会になったのではないかと考えております。

次に、2点目の、今後の運行形態や路線の再編計画とスケジュールについてお答えいたします。

かねてから申し上げておりますように、再編の開始時期は新しくバスターミナルを供用開始するときだと考えております。それまでには、議会を初め自治会長さんや多くの市民の方々の御意見をお聞きし、より利用していただける方法を検討してまいりますので、現在想定している運行形態、路線については、結論から申し上げますと現時点では全く固まっていないということでございます。

ちなみに、現時点で地域公共交通再編における論点となり得る点を考えておりますことを、主なことをとりあえず御説明申し上げます。

1つ目は必要予算額でございます。例えば今般の実験では、市社会福祉協議会の協力を得て比較的低廉な経費で運行していただきました。そのために満車で乗れなかったケースもあったわけではございます。今般の運行は、それぞれ1カ月でそれに要した経費は約400万円でしたが、これを単純に12倍すれば実験と同様の運行を続けるだけで5,000万円近い経費が必要となります。また、例えば一番乗車率が高かったのは岐阜大学病院路線ですが、こちらで1日6往復の走行距離が約200キロでございましたので、通常の路線バスの標準単価で計算しますと1,900万円余りが必要となりまして、今般1カ月で御利用いただいた772人の方から1回仮に200円いただいたとしましても、その収入は10分の1の185万円ほどにしかならない計算ということになります。そこで予算が問題ということが1つ目です。

2つ目は、実施主体でございます。実は、現下の労働者不足の中においては、予算額よりもこちらのほうが重要な論点ではないかと考えております。現下では、予算額さえたくさん確保すれば実施できるというものではないからでございます。実施主体として一般的に考えられますのはバス会社、タクシー会社などでございますが、こうした専門業者においては、現在の体制を維持するだけでも大変苦勞していらっしゃるのが実情だからでございます。そのため、ほかの主体としまして、福祉法人ですとか市が直営でやるとか、一般の民間会社やNPOなども考えられ、他の地域では商工会といったところがあるなど、実施主体のあり方こそが最も大切な論点なのではないかとも考えられます。

3つ目ですが、どのようにということでございます。大きく分ければ、定時定路線とするのか、予約式のデマンド型にするのかということでございます。無論、デマンドの場合にも、自由経路型のほかにミーティングポイント式ですとか、迂回ルート・エリア型ですとか、定路線型、さまざまな形態がありますし、予約方式も事前登録の要否やとか、予約可能時間などの論点などがございます。また、無論、デマンド型とこの定時定路線型をミックスさせるという方法もございますが、こうしたことはいずれにいたしましても実施主体との関連を踏まえての検討が必要ということでございます。

そのほかには、どういう車両で運行するのかということもございます。今般はマイクロバスと10人乗りワゴン車を利用しましたが、特に、議員も御案内だと思いますけれども、ワゴン車においては、乗降口との高さの段差が大きく、実際の運行には本来適しているものではありませんでした。

そして、最後に申し上げます論点でございますが、これが何よりも重要で難題だと考えておりますことは、既存路線との調整でございます。現下の運転手不足の中において、バス会社は単に営業利益のみを最優先するのではなく、地域交通を支えるという気概を

持つてかかわっていただけている気がいたしております。そのため、赤字であっても直ちに撤退するという事になっていないのでございますが、こちらから廃止とか減便の意図を伝えますと、渡りに船とばかりに撤退されて、もう二度と復元できないという可能性が高いと考えられるからでございます。

地域公共交通の再編に当たっては、以上申し上げましたような論点、多々ございますが、新しいバスターミナルの供用開始の時期が近づいてきておりますので、限られた時間の中で、特に今後は事業者となり得る方々との調整も踏まえながら、持続可能でより多くの方々に御利用いただける手法を検討してまいり所存でございます。

最後に、3点目の再度の実証実験での改善点や調査項目、市民の方の声の集約と市民の方々への周知についてお答えいたします。

まず、冒頭、来年度も、実施時期は別としまして、何らかの実証実験をしたいとは考えております。そこで、今般からの改善点や調査項目については、こちら結論から申し上げますれば、現時点では実験が終わって間もないこともありまして、これから検討してまいりたいと考えているところではございます。ただ、今般の実験は、利用者の方々の目線を主体に実験いたしたところではございますが、次回の実験の際には、当該公共交通を担い得る実施主体のことも視野に入れた実験をしたいなどは今のところ考えております。

また、無料運行ということを端から全面的に排除はしないものの、利用料金のあり方も視野に入れてまいりたいと考えております。

市民の方の声の集約という点に関しましては、実際に利用した方々からはがきのほか、今後いただけるものと考えておりますものは、実際に利用された学生さんからの御意見ですとか、乗降場所に御協力いただいた利用者からの御意見がございまして、民生委員さんや自治会長さんを初め実施主体となり得る方々からの御意見を含めて、より多くの方々に御利用いただける手法を検討してまいり所存でございます。

市民の方々への周知につきましては、今般と同様、広報等により全戸配布させていただくとともに、民生委員さんや自治会長さんを通じて浸透を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、詳しく利用状況の結果についてもお話をいただきました。実際にやっぱりやってみて、こういう貴重なデータだろうというふうに思いますので、今後ぜひこれを十分検討して、どういう進め方がいいのかということをやりたいなど。

私もいろんなところで意見を聞いてきましたので、ぜひそんなような意見も、意見交換の場も含めて進められたらというふうに思います。

そこで、ちょっと再質問をしたいと思いますと思うんですが、先ほど具体的な運営主体の問題が基本だというふうにおっしゃいました。この間、私もずっと議会でこのデマンドバス公共交通について取り上げてきましたが、やはりこのところが一番大事だというふうな、私もそう思っています。ですから、非常に全国的にも足の確保というのは大きなテーマになっていますけれども、何としても実施主体のところを確保するという意味でいろいろ努力をしてほしいというふうに思いますが、そういうことを前提にしながら、1つは美山地域でデマンド型のワゴンということで運行されたんですけども、現在運行している乾の乗り合いタクシー、これは今後美山のこういうデマンド型を、例えばワゴンを展開するという場合に、これを吸収して進めていくかどうかという点が1つ。

それから、路線だとかハーバスとの関係等々については、今後具体的な詰めが必要かというふうに思いますが、実際に利用していた中で出てきた声が、今回は平和堂ということですが、バスターミナルが起点になるというふうにする、美山地域の人はその所で乗り換えをして岐北病院に行くとか、平和堂に行くとかという形になると思うんですね。それから、また、伊自良のほうの高校生にも聞いたんですが、高校生は毎日通うわけですよ。そうすると、乗り換えでかなりお金が要るというようなこともあるので、具体的なそういう運賃に関して、乗り継いでいく運賃の体系等々いろいろ考慮する点があるんじゃないかなと思います。そんなような点についてはどのように今後検討されるのかということ。

それから、デマンドの関係で、今回は美山地域は慣れているという話もあったんですけども、全体に効率的な運用をするという点では、予約システムの導入について、これについては実際に費用問題ももちろんあるんですけども、効率的な運行というようなことも含めて、このシステム導入の検討をどのようにされるのか。

それから4点目、最後ですが、市民の告知という点では、今回各家庭にこういうのが配られて、全戸配布というのは非常によかったなというふうに思うんですが、聞いてみると、お年寄りにはなかなかよくわからんとかいうのがあって、中には上りと下りを間違えて乗っちゃって、結局何時間もかかって平和堂に着いたとかというふうなお話も実際にありました。そういう意味でいうと、市民の皆さんの声をきちっと集めるという意味でいえば、この問題というのは実は運転できる人は余りぴんとこないんですね。本当に、免許を返上して初めて困難さがわかるかということがあって、市民の方々から見ると、多分パーセンテージでいうと1割くらいとか、残念ながらそのくらいの人たちなんです

よ、困っているのは。その意味でいうと、先日、自治会連合会の会長さんとお話しする機会があったんですけども、自分もあと数年したら免許返上やと、この年になってみると、やっぱりこれは大事な問題なので、ぜひ自治会としてもいろんな努力をしているんだけどもという話があったんですね。ここはぜひ単位自治会のいろんな声を集約していくという意味でも、自治会連合会の皆さんにぜひ御協力を積極的にいただいて、どういう形でそれぞれの地域できちっとこの公共交通をつくり上げていくのかということに参画をしてもらうということが必要じゃないかなと思いますので、4点目はそこらあたりの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目に、美山地域の乾のデマンドのお尋ねをいただきました。私、感覚的に、乾地域だけデマンドにしておるのはちょっと不効率かなというのは客観的なデータでもあります。お尋ねのように、当然吸収というか再編の対象の中にして、今のままあれを残していくということは視野には毛頭入っておりません。今後検討してまいりますけれども、議員も御発言のように、意外と、少なくとも乾デマンド型交通で予約が面倒やという利用者のお声を聞いたことはありません。今般、美山地域はデマンドにしましたけれども、デマンドに対して予約が面倒という方の声は聞いたことはありません。意外と乗車率、運行率がやっぱり美山地域は低いということも視野に入れますと、乾だけやなくて、全域を対象にしてデマンドができないかなということは選択肢の1つとしてあります。当然、そうなれば、乾だけにそこを今のまま既得権のようにということはないので、全体のリストラが必要だということで考えております。

それから、2点目の乗り継ぎに関して、これは直通で行けるのがもちろん一番いいんですけども、やはり大都会でも乗り継ぎが当たり前になっておりますように、市民の皆様には公共交通を利用する場合には一定の乗り継ぎが必要なんやということは御理解いただきたいなと思っています。どうしても効率化とかいろんなことを考えますと、直通便をたくさんやと何本も何本も走らせなんものですから、やっぱり木の枝があつて枝が分かれていくように、どこかで乗り継ぎはしていただかな。ただし、その場合、乗り継ぎ乗り継ぎでかさんで料金が高くなってきますので、今、もう乗り継ぎ割引というのが現に営業路線でもありますけれども、それと料金の抜本的なあり方、それを踏まえまして、料金も、言葉が悪いかもしれませんが、わずかばかりいただいたところで、運行費の大きなウエートは占めないということから考えますと、かといってたくさん、成り立つような料金を取ったら、今度は利用者がいないということで、料金も重要なポイント

でして、そういったこと、乗り継ぎも当然ですし、全体の料金、どうあるべきかということも踏まえたことをちょっと検討してまいりたいなというふうに思っております。

それと、3点目の予約システムということですが、現時点で、またさまざまな御意見を伺いますけれども、高富の巡回型は結構利用乗車率が高かったんですね。だから、それをいちいち予約型にすると、せっかくの、例えば一番大きいところやと8割以上の乗車率があったのに、予約がないと走らないというのは効率が悪いということがあります。他方で、美山地域においては、乗車率のことを考えますとデマンドがいいのかなと。その場合にどこまでをデマンドでやるのか、もしくはデマンドを一切やらないのかということ、まだ結論していないところでありますが、今般、美山地域は市の社会福祉協議の御協力をいただいて、あそこはデイサービスの送迎をしておりますので、地形がわかっていらっしゃるんですね。今回160人の方の応募があって、その方々はどこで乗るかといったら、個別にどこで乗るんやと事前、なるべく家の近くのところでここで乗り合わせようねというのを160人の方と約束して、そこで乗っていただくようにしたんですが、乗りおりをしていただいたんですが、恐らくもうちょっと便宜をきかせて、近くで、きょうはここでいいわということを柔軟にやってくれたんやないかなとは思っておるんですが、そういうことから考えますと、いろいろ、私も予約システムって、5つぐらいは見ていますけれども、さまざまな長所、短所がありますけれども、今回はそういう予約システムを使わずに、社協さんの知見を生かしてスムーズな、トラブルもなくやっていただけたものですから、その区域によって、例えば市外の巡回線をしてやろうと思うと、とてもその知見だけじゃ成り立ちませんので、やっぱり効率的なシステムを入れなければならないと思いますが、どういう運行形態にするかによって、どのシステム、もしくはそういうシステムを入れなくてもいいのかということは、今後、運行形態を考えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから最後、4点目で、市民の方への告知、私どもも何とか少しでも市民の方にわかりやすいように、しかも自治会長さん、民生委員さん、ふだん乗られない方も乗ってくださいということをお願いしておりました手前、見てわかるようなことをしましたけれども、正直言いまして、議員御発言のように、やっぱりふだん乗りなれていない方は、この見方を見ても不安で仕方ない。私も何か所かで乗りましたが、私、担当課長でありながら、正直上り下りのところが不安でした、待っておる間。それは私自身でさえも思うようなところがあるので、一般市民の方だったら無論だと思います。これは、どんなわかりやすい説明資料を、膨大なものをつくっても読む気にならないですし、やっぱり一番重要なのは口コミやと思っています。自治会長さん、民生委員さんを初め、

近所の方々、御関心がある方々からこうやって乗るんだよということを伝えていただかないとやはり乗り方が不安やし、今回もこぞって乗っていただいた方、1人やとなかなか不安やからということで、こぞって乗っていただいた方もありました。何とか市民の方々が情報共有して安心して乗れるような、乗り合わせられるような、そんな雰囲気、機運を高めていくように、また今後とも自治会長さん初め民生委員さんのほうにもお邪魔して、何とか力になっていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 4点についてお答えをいただきました。

乾地域含めて考える等々、今後具体的な検討が必要かというふうに思います。私たち、デマンドバスを全市に実現する会というのをつくって、いろいろなところも調査なんかへ行ってきましたが、いよいよこういう実証実験をやって、現実的なデータも出てということですので、大いにそういう人たちとも一緒になって、この中身、検討に参加をしていきたいというふうに思います。それで、来年度も具体的にやってみたいということでしたので、そこにもかかわって、今後、協議の場等々を含めて申し入れをしながら進めていきたいというふうに思います。

それでは、時間がありませんので、次、2番目に入りたいと思います。

廃校を活用した水栓バルブ下請工場プロジェクトについて。

私、足元の地場産業の育成こそ、地域内の経済循環にとって重要な施策だということをご提案してきました。足元を見てということだと思んですが、現在、山口市では、水栓バルブ産業の強化と産業集積を活用した医療機器分野の模索など、新規分野の開拓に向け、地域未来投資促進法による補助金も受けてリノベーション事業が展開をされています。

昨年12月20日には、リーサスを活用した政策立案のワークショップが開催されました。私もそこへ参加しましたが、そこでは、市外への流出を食い止めるために、職場環境の充実を図ることや、子育て支援策の内容の山口市の豊かさを積極的にアピールすることなども触れられていました。

一方で、水栓バルブ産業の外注先の廃業問題もクローズアップされ、自社で内製化せざるを得ない悩みも出されています。地域経済の活性化に向けての施策は、地域をどういった方向に持っていくのかという地域全体に対する戦略だとか、地域経営的な視点が地域産業施策に求められるというふうに思います。

そこで、まず第1点、現在、この水栓バルブ製造業リノベーション事業がどこまで、どのように展開されているか、現状と今後の課題についてお伺いをします。

2点目に、外注先の廃業への対応の1つとして、廃校の各教室を利用した下請工場創業支援プロジェクトを立ち上げてはどうでしょうか。文部科学省のホームページでは、「みんなの廃校」プロジェクト、廃校リニューアル50選など、廃校を利用した、活用した事例などが紹介されています。経済産業省などの補助事業もあります。下請会社をやるにも、工場と敷地がネックだとか、パートさんを雇っても駐車場の確保が大変とのお話もあります。廃校なら、1校で10教室ほどが使えて、広い校庭は駐車場に適し、美山地域の人々の仕事づくりにも役立つものと思います。市内の経済循環という観点からも十分に検討に値すると思えますが、まちづくり支援課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

1点目の、水栓バルブ製造業リノベーション事業の進捗状況と今後の課題についてでございますが、山県市は地域未来投資促進法に基づき、地場産業である水栓バルブ製造の産業集積を活用した成長ものづくり分野を支援するために、平成29年9月に岐阜県とともに基本計画を作成しました。これにより、内閣府所管の地方創生推進交付金の活用が可能となり、水栓バルブ発祥の地・山県の水栓バルブ製造業リノベーション事業として、平成29年度から平成31年度までの3年間の予定で事業実施計画を作成し、平成30年1月に着手しました。

1年目の平成29年度は、水栓バルブ業界が抱えるさまざまな課題の抽出を中心に、課題の解決に向けた支援策を本年度と平成31年度で展開していくものでございます。多くの企業が訴える人材不足に対応するために、インターンシップ受け入れ勉強会、近隣高校教諭との意見交換会及び岐阜市内で行われた就職合同説明会への参加などを行いました。

また、高い付加価値を創出するために、生産性の向上を目的とした工場の現場診断や新製品の開発及び産学官連携による新分野参入に向けた研究等の取り組みを行っております。

進捗状況としましては、市内の6社が地域経済牽引事業計画を作成し、計画期間内に3%以上の付加価値を高めることを目標に、先端設備機械等の導入を予定しております。本市は、地方創生推進交付金を有効に活用し、設備投資に対する補助についても行う計画としています。

今後の課題として、人材不足については、水栓バルブ業界のみならず、多くの業種で抱えている問題で、すぐに結果があらわれるということは困難と思われませんが、職場環境の改善を図りながら継続して求人活動を行うことが必要と考えております。また、人

口減少社会を見据え、高い付加価値の製品開発や成長分野への異業種参入など、景気動向に大きく左右されない足腰の強い業界に成長していくことが必要と考えております。そのためには、業界に必要な情報をより早く収集することが必要で、関係行政機関や商工会及び各種研究機関等との連携が一層必要となってまいります。

2点目の廃校を利用した下請工場の創業支援プロジェクトについてでございますが、文部科学省によりますと、公立学校の廃校数は、平成28年5月時点で全国に6,811校あり、このうち4,198校が活用されています。利用形態としては、公的施設や民間投資による交流施設、食品や野菜等の製造工場とさまざまな用途への利用となっております。山口市においても、出戸地内の旧乾小学校を水栓バルブ関係企業が平成24年から利用しており、廃校以外にも、元保育所の民間利用なども行われております。

御質問については、水栓バルブ業界の人材不足や下請企業等の廃業等の影響による企業活動の縮小傾向を危惧し、組み立て工程などを受け持つ下請企業の創設を図り、分業化と専門性を高めることにより経営の安定を図ることに着目したものと考えます。

廃校を活用するメリットについては、創業に必要な初期投資額を抑えることができるほか、特に過疎化が進む地域にとっては雇用創出にもつながっていくものと思われまます。こうしたことが実現すれば、企業支援と過疎地等の対策に大きく寄与するものと期待いたしますが、その実現性については行政のみでは判断できない部分も多くございます。

山口市商工会は、経済産業省からの委託により、地域中核企業創出・支援事業を現在行っており、この事業を進めるために水栓バルブ業界の12社が参加する推進委員会を立ち上げ、専任のプロジェクトマネジャーを配置し、研修等を重ねながら異業種参入や企業間連携による生産コストの縮減などに取り組もうとしています。

議員の御提案についても、商工会を通じてこの委員会で検討いただき、そのニーズと実現性について意見を伺いたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、答弁の中では、具体的に委員会等で検討してみようというような御答弁だったと思います。

美山地域は、医療分野も企業集積の中で全国的にこういう分野を進めているということもあって、そういう中、ぜひ進むことが重要じゃないかなというふうに思いますし、こういう展開をする中で、一方で、山口市の市長が子育て日本一ということでのいろんな施策をやられているんですけども、やっぱりそういう子育てのしっかりしたまちだということも含めて総合的に打ち出していくということが大事じゃないかなというふうに

思います。

それから、こういうことをやれば、実は美山のところでも実際にパートさんなんか、働いてみえる方がみえるんですけども、70を過ぎても活躍してみえる人もみえるんですね。なかなか国民年金だけでは暮らしは大変だという中で、元気なうちはそういうところで働いたりしながら、健康であるということが医療費そのものも下げることにもつながるので、ぜひこれが実現するといいなというふうに思います。

その点で、理事兼総務課長にお伺いします。廃校の利用ということにかかわってですが、山口市は公共施設等総合管理計画、個別施設の対応方針ということで、平成29年の11月22日にこういう方針を出されています。議会でも報告がされていますが、それで実際に、じゃ、廃校がどこにあるかということで、私も地図でいろいろ調べてみたんですね。そうすると、北山小学校とか葛原小学校と違ってかなり遠いんですね。富波小学校が比較的バルブ関係の企業集積のところに近いなというふうに思って、この施設計画を見たんですけども、これによると、ここは第1分類になっていて、原則休止または廃止する施設と。教育センターが現在入っているんですけども、旧富波小学校は、ここに解体すると解体費用4,000万とかというような数字も書かれていました。ここを例えば使うというようなことで、耐震工事等々しながら利活用するということは、現実的に検討課題として上がるかどうか、1点お尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、再質問にお答えします。

廃校の利用に関してですけども、耐震工事をして廃校の利用を進めるのかという御質問かと存じますが、耐震工事をしてまで廃校を利用するという意向は、今のところ私は聞いておりません。

あと、廃校の利用につきましては、各施設の所管課において検討していただくということと、総務課としましては、そういった各施設の今後の利用のあり方というのを各担当課においてそれぞれの所管課が検討していくように進捗管理をするということをございますので、そういったことに関しては総務課としてしっかりとした進捗の管理をしていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な耐震工事等々を含めて、これは所管のところでも議論しながらということでしたので、今後いろんな候補地も含めて具体的にぜひ検討していただきたいと思います。

次に、3点目に移ります。

非核平和都市宣言を具体化する31年度の事業計画について。

私は、国連において核兵器禁止条約が採択されたことを受けて、平成29年第3回の市議会で、山口市非核平和都市宣言について一般質問で市長に制定を求めました。また、第4回市議会でも、同僚議員から平和都市宣言の制定を求め、市長の核廃絶への熱い思いから、ことしの第3回市議会で満場一致で山口市非核平和都市宣言が採択をされました。そして、今年度の補正予算では、本庁舎と支所にまず垂れ幕を設置するという提案が出されました。また、平和教育の推進などの事業計画は、今後各課で検討をし、来年度に計画したいとのことでした。

また、ことし11月、高山市で平和首長会議の第8回国内加盟都市会議総会が、91自治体、39名の首長を含む148名の参加で開催されました。この総会には林市長も参加をされました。そして、その総会では、核廃絶に向けて核兵器禁止条約の締結を含む日本政府への要請文が採択をされ、会議を代表して、会長の広島市長らが安倍内閣総理大臣にその後、直接要請文を手渡されました。

そこで1点目、市長にお尋ねをいたします。

これは確認になるわけですが、総会で採択された政府への要請文にある核兵器禁止条約について、我が国も核兵器禁止条約を締結するとともに、NTP等の体制下での核軍縮の進展に力を尽くしていただくこと、これは原文ですが、そういう要請文の立場に市長も相違ありませんね。

2点目、理事兼総務課長にお尋ねします。6月全員協議会での質問以降、平成31年度予算検討に向けて、宣言に基づく事業計画についての検討を進められてきたと思いますが、非核平和都市宣言に基づく事業計画について、その検討内容についてお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

私が参加いたしました平和首長会議と9月に加入いたしました日本非核宣言自治体協議会のいずれも目的の趣旨は、核兵器のない世界と恒久的な平和の実現でございます。

また、第3回の定例会にて議決をいただきました山口市非核平和都市宣言でも、世界の恒久平和を実現することは人類共通の願いであるとし、核兵器のない平和な世界と美しいまち「ふるさと山県」を若い世代へ引き継いでいくことを宣言いたしております。したがって、第8回平和首長会議国内加盟都市会議総会の決議、決定された日本政府に対する核兵器廃絶に向けた取り組みの推進についての要請につきましては、基本的

に反対するものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

第3回定例会への山県市非核平和都市宣言の議案提出に当たりまして、関係課に対して日本非核宣言自治体協議会の事業の積極的な活用と平和関連事業への取り組みの検討を依頼したところをごさいます。また、宣言が議決いただいたことから、平成31年度当初予算の編成方針では、その具現化のための関連施策の推進が盛り込まれたところをごさいます。

平成31年度の事業につきましては、現在、当初予算の編成中をごさいます。その実施について確約することはできませんが、非核平和都市宣言に関する書道や絵画の作品展や、日本非核宣言自治体協議会の事業を活用した平和に関する講演会や朗読劇、原爆に関するポスター展などさまざまな平和関連事業について、関係課において検討をしているところをごさいます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時05分散会

平成30年12月20日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 12月20日(木曜日)

○議事日程 第5号 平成30年12月20日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第85号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第86号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第88号 損害賠償額を定め和解することについて
- 議第89号 指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 議第85号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第86号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第88号 損害賠償額を定め和解することについて
- 議第89号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

- 議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第85号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第86号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第87号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第88号 損害賠償額を定め和解することについて
- 議第89号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

- 議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

	議第85号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議第86号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議第87号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
	議第88号	損害賠償額を定め和解することについて
	議第89号	指定管理者の指定について
日程第5	発議第3号	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第78号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第79号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第80号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第81号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第82号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第83号	平成30年度山県市一般会計補正予算(第4号)
議第84号	平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第85号	平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議第86号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議第87号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
議第88号	損害賠償額を定め和解することについて
議第89号	指定管理者の指定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第78号	山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
議第79号	山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第80号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第4号）

議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第85号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第87号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第88号 損害賠償額を定め和解することについて

議第89号 指定管理者の指定について

日程第3 討 論

議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

議第81号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第82号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第4号）

議第84号 平成30年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第85号 平成30年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第87号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第88号 損害賠償額を定め和解することについて

議第89号 指定管理者の指定について

日程第4 採 決

議第78号 山県市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議第79号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部を改正する条例について

議第80号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議第81号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

議第82号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第83号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第4号）

議第84号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第85号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第87号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）

議第88号 損害賠償額を定め和解することについて

議第89号 指定管理者の指定について

日程第5 発議第3号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

○出席議員（13名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
8番	福 井 一 徳 君	9番	山 崎 通 君
10番	吉 田 茂 広 君	11番	上 野 欣 也 君
12番	石 神 真 君	13番	武 藤 孝 成 君
14番	藤 根 圓 六 君		

○欠席議員（1名）

7番 村 瀬 誠 三 君

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総 務 課 長	渡 邊 佳 宏 君

理事兼 地方創生監	柴田雅洋君	理事兼 企画財政課長	久保田裕司君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	奥田英彦君
福祉課長	桐山藤夫君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	安川英明君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	浅野晃秀君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	長野裕君
学校教育 課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	竹村勇司君	書記	棚橋輝英君
書記	鷺見芳文君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（石神 真君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第78号から議第83号及び議第88号の所管に属する条例案件5件、補正予算案件1件、その他案件1件の7議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第80号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、学識のある委員の報酬が月額2万円、その他の委員の報酬が月額5,500円であり、同じ委員に差をつける理由及び学識のある委員の参加を求める理由について。議第83号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第4号）

（総務産業建設関係）では、財産管理費のふるさと応援寄附金お礼1,237万円について、人気のある返礼品のベストスリーは何か。また、寄附金に対する返礼品の額の割合が最高な商品名とその割合について。農業振興費の中山間地域等担い手育成支援事業補助金145万7,000円について、この農事組合法人は、以前も同じ補助事業で農業用機械を導入したが、法人の設立以降の農業機械の導入状況及び今後に必要な状況なのか。また、農作物の生産状況について。議第88号 損害賠償額を定め和解することについては、和解の相手方の乗用車の破損状況及び今後の事故防止策について、市が加入している損害賠償保険の保険料積算についてなどの質疑がありました。

討論においては、反対討論及び賛成討論はなく、採決の結果、付託されました議第78号から議第83号及び議第88号の7議案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第83号から議第87号及び議第89号の6議案の所管に属する補正予算案件5件、その他案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第83号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生文教関係）では、生活保護費における本年度の各種扶助費の内訳について。生活保護費における医療扶助費の支給対象となった件数及び今後の推移について。生活保護費における市の負担分（4分の1）への考え方について。小学校教育振興費における扶助費の就学援助受給対象人数及び近年における対象者が増加傾向となっている理由について。就学援助の申請における市民への周知方法について。議第89号 指定管理者の指定についてでは、山県市体育施設の指定管理に当たり、NPO法人たかとみスポーツクラブを候補者として選定した理由及び経緯について。候補者の選定を非公募とした理由について。議案書の審議を進める上での参考となる補足説明資料の提示のあり方について。体育施設の指定管理業務を進めるに当たり、来年度からの課題と目標についてなどの質疑内容がありました。

討論においては、議第89号 指定管理者の指定について、指定管理における選定ルールに問題がある旨の反対討論がありました。

採決の結果、議第89号 指定管理者の指定については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第83号から議第87号までの補正予算案件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上、常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よってこれをもちまして質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（石神 真君） 日程第3、討論。

これより、議第78号から議第89号までの討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長に御指名いただきましたので、指定管理者の指定について、議第89号の議案に対する反対討論をします。

1つ、議案提案の内容について。指定管理者制度の運用に関する総務省自治行政局長の通達では、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものと書かれています。ところが、議第89号の議案には、指定しようとする事業者の事業計画書も添付されていなければ、選定に至った候補者選定委員会の審議の経過を記すものも一切ありません。

地方自治法第244号2の第6項の規定は、単なる手続上のことを指しているのものであって、議会に事業者を指定する議決を得るためには、候補者の事業計画など必要な書類を添付し、候補者選定委員会の適当とする判断に至る審議経過と結果に関する議事録は当然つけるべきであります。

議会の議決を経て指定するとあるのは、単なる承認ではなく、適当でないと判断して議会が否決することも想定しています。議会は候補者選定委員会の承認機関ではないことを認識すべきであります。ちなみにホームページにはモニタリング評価がアップされていますが、議案の添付資料としてもありませんでした。

2、この候補者選定について、非公募としたことに関して。公募については、山県市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン、平成28年10月に、指定管理者候補者の選定手続については、透明性の高い手続が求められること、また、当該公の施設の設置目的を最も効果的に達成できる法人、その他の団体を指定管理者とする必要から、指定管理者の募集については公募を原則としますと規定されています。ただし、合理的な理由が認められる場合、公募によらないで特定団体の指定が認められています。

今回、非公募にしたことは、この運用ガイドラインによるものです。しかしながら、選定における透明性の高い手続を担保するために、公募が原則という運用ガイドラインの考え方からすれば、非公募とした理由を市民に対してはその時点で公表すべきではないでしょうか。

また、議会に対しても聞かれたら口頭で答える程度の事案ではないと思いますし、文書にて非公募とした理由を添付すべきではないでしょうか。私は、今回の非公募に対する対応には同意しかねます。

3、今回の指定管理者候補者の事業計画書によれば、美山地区体育施設についてという項目を起こして、使用料金収入も少ないので、今後は各自治会に施設管理を委託し、無償で利用していただくのが望ましい、そうすれば指定管理料の減額にもつながるとの記述があります。これは、美山の各自治会に新たに仕事を押しつけることにならないでしょうか。指定管理の委託を受ける事業者が、ここまで踏み込んだ意見を述べること自体が驚きであります。

全国ではもうからないところはやりたくないというような声も耳にしますが、山県市の場合、利用が少ない地域があるからこそ、総合体育館のような大きな施設と抱き合わせて指定管理委託をしていると思います。指定管理料を気にしていただけるなら、みずからの指定管理料4,300万円余の削減に努力した値下げ提案をいただきたいと思います。

以上、3点の理由から議第89号 指定管理者の指定については反対の意思を表明して、私の反対討論を終わります。

○議長（石神 真君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、賛成討論はありませんか。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 議第89号 指定管理者制度について、賛成の討論をさせていただきます。

私どもは厚生文教委員会の質疑において、平成29年度指定管理業務モニタリング実績評価シートによる管理実績の結果、平成29年度における利用数合計では減少しているものの、利用料金合計においては過去最高となっていること、管理施設修理修繕など委託においては、平成29年度事業報告書による台風21号における体育館避難所としての開設があったことを確認し、賛成としました。また、平成31年度以降、すなわち第4期に関する事業計画書を要請したところ、施設の設置目的、管理運営の現状及び課題の把握や取り組みのほか、市の振興や活性化の寄与、地元住民の雇用促進についての記載を確認しました。

そこで、平成29年度、自己評価、課題にあったように、人口減少、高齢化、施設の老朽化など、さまざまな課題がある中で、子供から御高齢の皆様方まで、全世帯全地域の皆様方にとって魅力のある施設となることを期待して、私どもの賛成討論とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（石神 真君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第78号 山口市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第79号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第80号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第81号 山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号 平成30年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 平成30年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第86号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第88号 損害賠償額を定め和解することについて、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

○議長（石神 真君） 日程第5、発議第3号 厚生年金への地方議会議員の加入を求め

る意見書について、厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、提出いたしました厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の発案文を朗読いたしましたので提案の趣旨説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書。

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、議員の皆様、御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（石神 真君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、ここで初めてこれを拝見するんですが、別に賛否にはどうこ

うということではありませんが、他市との、こういうサンプルというか見本というか、こういうのが一緒なら、それはやむを得んと思うんですが、国へ出す文言ですから。この字句の並びが厚生年金への地方議会議員のというのは、本来なら、これ、地方議会議員が厚生年金加入を求めるといふ並びじゃないかなと思ったもので、ちょっとお尋ねするんですが、その点はどうでしょうね。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 暫時休憩してもらっていいですか。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 質問にお答えさせていただきます。

これは全国共通でございます。

以上です。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第7 討論

○議長（石神 真君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、質問をちょっとさせていただきましたが、これは今、国も取り上げている大きな問題で、地方の自治体の議会議員が減少しておるといふのは、これは全くゆゆしき問題ですので、早期に取り上げて国のほうへ送られることを賛成します。

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（石神 真君） 日程第8、採決。

ただいまから、発議第3号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいたします。

○議長（石神 真君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じ、提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成30年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 石 神 真

8 番 議 員 福 井 一 徳

9 番 議 員 山 崎 通